



平成 2 8 年 第 2 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 8 年 6 月 7 日
至 平成 2 8 年 6 月 1 6 日

本 別 町 議 会

平成28年本別町議会第2回定例会会議録(第1号)

平成28年6月7日(火曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算(第14回)〕
日程第 7	議案第39号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第40号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第3回)について
日程第 9	議案第41号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
日程第10	議案第42号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)について
日程第11	議案第43号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)について
日程第12	議案第44号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1回)について
日程第13	議案第45号	平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事(D棟-21)請負契約について
日程第14	議案第46号	財産の取得について
日程第15	陳情第 1号	西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計

補正予算（第14回）

日程第 7	議案第 39号	本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 40号	平成28年度本別町一般会計補正予算（第3回）について
日程第 9	議案第 41号	平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
日程第10	議案第 42号	平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第11	議案第 43号	平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について
日程第12	議案第 44号	平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について
日程第13	議案第 45号	平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負契約について
日程第14	議案第 46号	財産の取得について
日程第15	陳情第 1号	西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情

出席議員（12名）

議 長	12番	方 川 一 郎 君	副議長	11番	林 武 君
	1番	矢 部 隆 之 君		2番	藤 田 直 美 君
	3番	篠 原 義 彦 君		4番	大 住 啓 一 君
	5番	山 西 二 三 夫 君		6番	黒 山 久 男 君
	7番	小 笠 原 良 美 君		8番	方 川 英 一 君
	9番	高 橋 利 勝 君		10番	阿 保 静 夫 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長	大和田 収 君
保 健 福 祉 課 長	村 本 信 幸 君	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	飯 山 明 美 君
住 民 課 長	千 葉 輝 男 君	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次 君
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有 君	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也 君
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美 君	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸 君
総 務 課 主 幹	小 坂 祐 司 君	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉 君

建設水道課長補佐	小出勝栄君	教 育 長	中野博文君
教 育 次 長	佐々木基裕君	社会教育課長	阿部秀幸君
学校給食共同調理場所長	久保良一君	農委事務局長	郡 弘幸君
代表監査委員	畑山一洋君	選管事務局長	大和田 収君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢 正 樹 君	総務担当副主査	塚 谷 直 人 君
総務担当主事	弓 削 仁 美 君		

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成28年第2回本別町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、方川英一君、山西二三夫君、及び篠原義彦君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 報告いたします。

平成28年3月22日、第1回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。まず会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日6月7日から6月16日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は6月9日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに1件の提出がありました。

西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情。

以上、1件については、産業厚生常任委員会に付託し、審査とする取り扱いを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月7日から6月16日までの10日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日6月7日から6月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長(方川一郎君) お諮りします。

議事の都合により、6月8日から13日までの6日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、6月8日から13日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 諸般の報告

議長(方川一郎君) 日程第4 諸般の報告を行います。

報告第5号平成27年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 報告第5号平成27年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

平成27年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページ以降の繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次の1ページをお開きください。

1番上の段、2款総務費1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業については、国の情報セキュリティ強化対策事業に伴うもので、3月の定例会で補正したものであります。

金額は5,451万3,000円、翌年度繰越額も5,451万3,000円で、うち未収入特定財源は国庫支出金が560万円、地方債が4,520万円で、一般財源は371万3,000円でございます。

次の段、地方創生加速化交付金事業、道の駅を核とした、仮称、銀河の里DMO観光地域づくり連携事業から、3款民生費1項社会福祉費、上の段地方創生加速化交付金事業、圏域版移住アドバイザーを活用した、とかち東北部移住促進事業、1つ飛ばしまして、次のページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費、地方創生加速化交付金事業、圏域版移住アドバイザーを活用した、とかち東北部移住促進事業、及び7款1項商工費、地方創生加速化交付金事業、道の駅を核とした、仮称、銀河の里DMO観光地域づくり連携事業までの6事業は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に伴う補正予算で、地方創生に係るもので、3月の定例会で補正したものであります。

6事業の合計金額は6,688万2,000円、翌年度繰越額も6,688万2,000円で、うち未収入特定財源は、国道支出金が6,123万4,000円、一般財源は564万8,000円であります。

前のページにお戻りください。1番下段、3款民生費1項社会福祉費、低所得者の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業については、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策に伴います補正予算で、3月の定例会で補正したものであります。金額は3,857万6,000円、翌年度繰越額も3,857万6,000円で、うち未収入特定財源は、全額国庫支出金3,857万6,000円となっております。

以上、平成27年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第6号専決処分報告、平成27年度本別町一般会計補正予算（第13回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第6号専決処分報告。

平成27年度本別町一般会計補正予算（第13回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億2,311万1,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金79万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金として、道外の75名の方からの指定寄付金でございます。なお、お名前、住所、寄付金額の紹介は割愛をさせていただきます。

次の歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金79万円の補正は、寄付者の意向により、基金の積み立てに充てるものであります。なお、個性あるふるさとづくり基金は、当初125万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせまして、387件、532万円を積み立てることになります。

内訳を報告させていただきます。町内の方から5件で35万円、町外の方から382件、497万円、金額別で申し上げますと、15万円が1件、12万円が1件、10万円が4件、5万円が8件、3万円が10件、2万円が2件、1万円が356件、92.0パーセントを占めております。

返礼品でございますが、上位5つの部分を報告させていただきます。じゃがいもが207件で44.8パーセント、とうもろこし42件で9.1パーセント、豆詰め合わせが42件で9.1パーセント、アスパラ39件で8.44パーセント、納豆詰め合わせ39件で8.4パーセントとなっております。

なお、返礼品の金額でございますが、238万5,302円となっております、寄付金に対する割合は44.8パーセントの負担となっております。

以上、簡単であります但し専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第7号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 報告第7号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故であります。

平成28年3月2日午後2時00分頃、公用車両、除雪ダンプ、帯広100は973が、中川郡本別町西美里別374番地1先路上において除雪作業中、除雪プラウの接触により電柱を破損したものです。

事故後直ちに、北海道電力株式会社により電柱の応急処置を行い、この度、電柱の補修工事が完了したことなどから、5月17日に示談が成立しましたので、民法第695条の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

なお、報告につきましては、和解の相手、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1、和解の相手ではありますが、住所は帯広市西5条南7丁目2番地、氏名は北海道電力株式会社、
、
氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故に係る損害賠償額を一金14万8,462円と定め、本別町が北海道電力株式会社に対し、支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われます。

今後このような事故を起こさないよう、交通安全に十分注意を払い、より一層の安全運行に努めてまいります。

以上、報告第7号の専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

報告第 8 号専決処分報告、平成 2 8 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第 8 号専決処分報告。

平成 2 8 年度本別町一般会計補正予算（第 2 回）について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告しました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 4 万 9 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 7 億 6 , 9 7 5 万 9 , 0 0 0 円とする内容であります。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

2、歳出であります。8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費 2 2 節補償補填及び賠償金 1 4 万 9 , 0 0 0 円の補正は、除雪トラック交通事故に対して、北海道電力株式会社様へ損害賠償金として支払うものであります。

上の段、1 9 款諸収入 5 項 1 目 7 節雑入 1 4 万 9 , 0 0 0 円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで、報告済みとします。

次に、監査委員から平成 2 8 年 3 月分及び 4 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成 2 7 年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が、総務、産業厚生各常任委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成 2 8 年第 1 回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成 2 8 年第 1 回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝環境複合事務組合議会の平成28年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とかち広域消防事務組合議会の平成28年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、平成28年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第5 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成27年度の各会計の決算見込みについて報告をさせていただきます。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額で67億8,419万3,000円に対し、歳出の総額が66億7,086万1,000円で、歳入歳出の差引額は1億1,333万2,000円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分936万1,000円を差し引きました実質の収支は1億397万1,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額14億2,267万1,000円に対し、歳出の総額は13億4,873万2,000円で、歳入歳出の差引額は7,393万9,000円となる見込みとなっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額で1億1,646万4,000円に対し、歳出の総額は1億1,645万6,000円で、歳入歳出の差引額は8,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額は9億5,618万円に対し、歳出の総額は9億3,801万9,000円で、歳入歳出の差引額は1,816万1,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入の総額2億7,355万8,000円に対し、歳出の総額2億6,773万9,000円で、歳入歳出の差引額は581万9,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額で1億2,692万8,000円に対し、歳出の総額が1億2,507万3,000円で、歳入歳出の差引額は185万5,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額が4億9,372万8,0

00円に対し、歳出総額が4億9,071万3,000円で、歳入歳出差引額は301万5,000円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについての報告をさせていただきます。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入が1億4,871万6,000円、支出につきましては1億5,361万4,000円で、当年度の純損失は489万8,000円となる見込みで、前年度の繰越利益剰余金9,247万8,000円を加えました平成27年度末の未処分の利益剰余金は8,758万円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が8,680万円、支出は1億4,378万3,000円となり、不足額5,698万3,000円は、課年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、平成27年度病院事業会計の決算見込みについて報告いたします。

まず、平成27年度の患者数の状況であります。入院患者数は1万6,612人で、前年度比で541人の減、外来患者数5万1,048人で、前年度比で2,185人の減、年間の延患者数は6万7,660人で、前年度と比較しますと2,726人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収支は、消費税抜きで、収入は11億5,818万9,000円、支出は12億5,545万円で、当年度の純損失は9,726万1,000円となる見込みで、前年度の繰越欠損金は16億4,242万1,000円を加えました平成27年度末の未処理欠損金は17億3,968万2,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支は、消費税込で、収入が1億3,109万円、支出は1億5,776万7,000円となり、不足額2,667万7,000円は、過年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成27年度の各会計の決算見込みの報告をさせていただきました。

次に、町税等の収納関係について報告をいたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億106万6,042円に対し、収納済額は8億9,398万846円で、99.2パーセントの収納率となっております。前年度比では0.1ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が4,071万2,509円に対し、収納済額は760万6,314円で、18.7パーセントの収納率となり、前年度比1.1ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が2億8,075万円に対し、収納済額は2億7,359万8,900円で、97.5パーセントの収納率となり、前年度比で1.0ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が4,801万1,406円に対し、収納済額は1,076万6,683円で、22.4パーセントの収納率となり、前年度比6.7ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は前年度比で0.2ポイントの増となり、国民健康保険税は2.4ポイントの増となったところであります。

以上、平成27年度の町税等の収納決算の見込みの報告をさせていただきました。

次に、5月8日に発生いたしました強風並びに6月3日の遅霜によります農業被害の状況について報告をさせていただきます。

はじめに、5月8日の強風による被害状況であります。当日は低気圧が北海道を通過し、等圧線が混み合った影響で十勝地方全域で強風が吹きまして、本町もその日一日強い風に見舞われました。お昼前後を中心に風速15メートル前後の強風が続き、最大の瞬間風速は18.9メートルを記録したところであります。

この影響によりまして、畑作物の被害につきましては、てん菜において、飛散した土壌による茎葉損傷の被害が、また直播によります播種後の2週間ほど経過し、発芽直後の圃場で276.36ヘクタール、移植の圃場で6.3ヘクタールとなりまして、合計で48戸の農家で282.66ヘクタール、本年度の本町てん菜の作付面積1,353.54ヘクタールの20.9パーセントにまでおよんだところであります。

被害を受けました面積のうち、直播における圃場の再播種の面積が179.93ヘクタール、飼料作物への転作であります。5.54ヘクタール、移植における圃場の補植面積が2.3ヘクタールで、被害の処理を実施した圃場面積合計が187.77ヘクタール、残り94.89ヘクタールにつきましては、被害が軽度で現状維持での対応となっております。

また、農業関連の施設では、D型の格納庫のシャッター破損の1件の報告がされております。

なお、今回被害を受けられました圃場のてん菜の生育と収量への影響に関しましては、関係機関からの報告であります。平年作からみて10日から14日の遅れとなり、収量におきましても10パーセントから14パーセントの減収が見込まれますが、天候により回復も期待できるということでもあります。今後の天候や生育状況に十分注視を図りながら生育状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、6月3日の遅霜による被害状況でありますけれども、その日、本町の最低気温がマイナス0.4度を記録しました。霜の発生報告を受けまして、営農指導対策協議会が同日に被害調査を実施いたしました。

調査時点ではあります。小豆を中心に被害がありまして、小豆の蒔き替え、蒔き直しが16ヘクタール程度との報告を今受けているところであります。

また、大豆やデントコーンなどでも被害が見られますが、数日の生育状況を見る中での判断になるとの報告でありますので、被害面積については今後、増加することも予想される状況となっております。

いずれにいたしましても、てん菜の被害と同様、今後の天候や生育状況に注視を図りながら状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、本別町住宅改修等の助成交付事業について報告させていただきます。

住宅の居住性向上と地域経済の活性化対策として、4月1日から受け付けを開始いたしました。住宅改修費用の一部助成制度は、昨年度より予算を増額して取り進めてきたところではありますが、ことしもその反響は大変大きく、当初の予算を超える申し込み数となりました。

今後もさらに、申し込みがふえると予想されましたことから、地元業者の受注容量を勘案し、事業量の平準化を図るため、当初7月29日までとしておりました受付期間を5月10日までに変更し、併せて平成29年度もこの事業を行うこととお知らせするため、広報の5月号での折込みチラシにより周知を図ったところでもあります。

締め切りまでいただいた申込件数は167件、10万円の交付金が91件、30万円の交付が76件で、交付額の合計が3,190万円となりましたことから、本定例会に係る予算を提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

なお、今回の167件の工事費を集計しましたところ、1億3,333万5,000円となり、非常に大きな経済効果となったところでもあります。

次に、総合的な介護人材確保対策の推進について報告をさせていただきます。

全国的に介護福祉士の人材不足が大きな問題となっておりますが、介護を必要とされる方々が地域で安心して暮らして、必要なサービスが提供されるために、介護現場におけます人材の安定的な確保と離職防止に向け、幅広い施策を総合的に推進する必要があります。

本町では、平成27年度より介護職員等資格取得・研修支援事業助成金を設け、町内の事業者に対し、介護職員初任者研修などに係る費用の一部を助成してまいりました。

また、平成28年度の新規事業といたしまして、ほんべつ福祉セミナーを8月に開催をし、介護福祉士養成校に通う学生の方々に本別町や町内の介護現場を知ってもらうとともに、町内で活躍されております介護福祉士の皆さんが中心となり、企画・運営を担っていただくことで、新たな人材確保やその後の人材育成につなげていきたいと考えております。

なお、介護の仕事に興味、関心のある高校生の皆さんにも、介護福祉士や養成校の学生との交流や現場での見学、体験の場として、参加を呼びかけていく予定でもあります。

今後の取り組みについてですが、1点目といたしまして、本町における介護人材の確保と特色ある本別高校教育推進の一環として、本別高校生を対象に介護職員初任者研修を開催する計画を進めております。

介護職員初任者研修は、介護にたずさわる人が、業務を行う上で最低限の知識、技術と、それを実践する際の考え方のプロセスを身につけることを目的といたしました130時間の研修であります。

事業の実施にあたりましては、本別町介護サービス事業者連絡会が主催をし、民間の研修機関への委託によりまして実施いたしますが、受講者と町内事業者とのつながりを考慮し、町内事業者、行政担当者で対応可能なものについては地元の人材を起用し、進めてまいりたいと考えております。

これまで、町の教育委員会、本別高校と協議を進めてまいりましたが、研修日程は、今

年の7月から12月までの夏休み、冬休みの期間中や土曜日での開催を予定し、受講対象は本別高校の在校生のほか、60代の元気な高齢者、町内事業所に勤務いたします無資格の方々も対象に開催をしたいと考えております。

なお、受講料につきましては、本別高校生と60歳代の元気な高齢者の方は無料とし、その他の方は1万円とする予定であります。

2点目であります。介護保険施設などにおいて、新たに常勤雇用として就職をする介護従事者などを対象に、就業の継続及び住宅の準備に係る補助金を交付することによりまして、介護人材の確保、定着を図りますとともに、定住人口の増加に資することを目的とした介護人材等の確保支援事業の実施に向け、現在、関係機関、町内介護サービス事業者と協議を進めているところであります。

また、町外から本町に定住する意思を有するひとり親家庭の方が、町内の介護サービス事業所などに就労する際には、就業の継続、住宅準備に対する支援と併せ、養育に対する支援も検討していきたいと考えております。

本町といたしましては、小中学校、高校など、年代に合わせた継続的な福祉教育の取り組みをはじめ、本年8月に実施します、ほんべつ福祉セミナーの取り組みや、介護職員初任者研修を継続的に実施するとともに、本別高校在学中に介護職員初任者研修を受講し、修了されました方が町内介護サービス事業所に就職する流れや、本別高校を卒業された方が介護福祉士養成校などを卒業後に、本別町に戻り地元で就職という流れを作っていくことが重要な課題と位置付け、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、介護職員初任者研修開催に伴います関係予算につきましては、本定例会に提案させていただきますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

次に、臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金についての報告をさせていただきます。

昨年引き続き実施されます臨時福祉給付金につきましては、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するために、国の暫定的、臨時的な措置として給付措置を行うものであります。

給付の対象となられる方は、平成28年1月1日現在において住民基本台帳に登録されている方で、町民税が課税されない方などとなりますが、課税者の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外となっております。給付対象者1人につき3,000円を支給するものであります。

また、国の平成28年度予算において、国が実施いたします一億総活躍社会の実現に向けた施策の一環として、低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等の支援臨時福祉給付金が実施されることとなりました。

障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、今年度実施されます臨時福祉給付金の支給

対象者のうち、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方が対象となり、対象者1人につき30,000円を支給するものです。

なお、高齢者向けの給付金を受給された方は対象外となります。

申請の受け付けは、総合ケアセンター内保健福祉課、子ども未来課、役場勇足、仙美里両出張所の各窓口で行いまして、申請期間は8月1日から11月1日までを予定しております。

周知に際しましては、給付金に関するチラシを広報ほんべつ7月号に折り込みますほか、8月1日号くらしの情報紙かけはしにて詳細を掲載するなど、多様な手段によりまして周知を図り、給付対象者からの申請に対し早急に対応できる体制を整えてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、皮膚科外来の開設について報告いたします。

皮膚科外来につきましては、帯広厚生病院と医師派遣について協議を進めておりましたが、本年7月から、帯広厚生病院皮膚科医師によりまして月2回、午後の診療をお願いすることで、合意に達したところであります。

詳しい診療日程などにつきましては、町広報などで周知をさせていただきますが、いずれも町民の利便性向上につながるものと考えております。

なお、関連条例および関係予算を今定例会に提案をさせていただきますので、よろしく御審議をいただきたいと思ひます。

次に、本町が出資しております第3セクター企業の経営状況について報告をさせていただきます。

株式会社本別システム総合研究所の平成27年度の経営状況であります。国内景気は徐々に停滞感を強め、地方においても個人の消費、民間設備投資の抑制など、先行き不透明な厳しい状況が続いておりますが、この厳しい経営環境を生き抜くために、経費の削減や効率的な営業展開に力を注ぎ、コスト意識を強くもって収益性と採算性を考慮して経営努力してまいりました。

平成27年度は、売上高、前年比25パーセント増の4,266万円、売上総利益、前年比で12パーセント増の2,040万円、経常利益が21万円、前年度の経常損失246万円と少ないながらも増収増益の単年度黒字決算を達成することができました。2期連続の赤字決算を回避することができたところでもあります。

今期は、マイナンバー制度導入に伴いますシステム改修による企業体業務と自社開発製品の改修業務や小学校校務用コンピュータ更新の売上げが大きく寄与し、前期の売上げを大幅に上回っております。また、OCTV接続設定サポートの受託のおかげもありまして、民間企業、個人ユーザーからのパソコン及び周辺装置の受注増にもつながっております。

次期以降も厳しい状況が予想されますが、大型物件の機器更新などを提案させていただくなど好材料が見込めますので、可能な限り累積欠損金を一掃するという覚悟で引き続き全職員一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお

願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第4号

議長（方川一郎君） 日程第6 承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算（第14回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第4号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成27年度本別町一般会計補正予算（第14回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成27年度歳入の譲与税及び各交付金の精査並びに地方交付税、特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,054万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億5,365万7,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。9ページ、10ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1億3,054万6,000円は、地方交付税、譲与税等の歳入の精査によります収入増を財政調整基金に1億2,054万6,000円、減債基金に1千万円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は、当初1億9千万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせて2億6,917万5,000円を積み戻すこととなり、減債基金は当初1千万円の取り崩しですが、前回までの計上分と合わせまして1千1万円を積み立てることになります。

なお、土地開発基金を除く、全基金の27年度末残高は、前年度より1億4,131万8,000円増の35億2,916万5,000円になる見込みであります。

次に、5ページ、6ページにお戻りください。

歳入でございますが、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、次のページをお願いいたします。8款自

自動車取得税交付金、9款地方特例交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行うものであります。

次の10款1項1目地方交付税9,105万3,000円の増額は、普通交付税、特別交付税の確定によるものであり、普通交付税総額は28億7,894万4,000円で、対前年比0.5パーセントの減、特別交付税総額は3億4,048万9,000円で、対前年比5.6パーセントの減であります。

なお、普通交付税と臨時財政対策債を合わせました総合計は、31億725万5,000円で、対前年比0.9パーセントの減となりました。

その下、21款1項町債2目衛生費2節病院債90万円の減額は、借入額の確定によるものであります。

次に、4ページにお戻りください。

第2表、地方債補正であります。1、変更。これは、借入額の確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。疎対策事業、限度額1億9,960万円を1億9,870万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成27年度本別町一般会計補正予算(第14回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算(第14回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件〔平成27年度本別町一般会計補正予算(第14回)〕については、報告のとおり承認されました。

日程第7 議案第39号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第39号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 議案第39号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、皮膚科の専門外来開設について協議を進めておりましたが、一定の合意に達しましたので、開設のための条例改正を提案するものでございます。

開設の内容につきましては、行政報告で申し上げたところではありますが、帯広厚生病院皮膚科の医師の派遣をいただき、7月より月2回、午後の診療を予定しております。

それでは、改正条文を御説明させていただきます。なお、条文中の括弧の朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例、（平成12年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

第10号、皮膚科。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第39号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号本別町国民健康保険病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 40 号

議長(方川一郎君) 日程第 8 議案第 40 号平成 28 年度本別町一般会計補正予算(第 3 回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第 40 号平成 28 年度本別町一般会計補正予算(第 3 回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、ふるさと納税寄付金事業の拡大、地方創生推進交付金、新型交付金事業及び本別町住宅改修等助成事業費の追加が主なものであります。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,994 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 68 億 970 万 7,000 円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出ですが、各科目にわたります 2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、19 節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費については、人事異動によるもので、18 ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

6 ページにお戻りください。

上から 2 段目、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 7 節賃金 439 万 5,000 円の補正は、人事異動により嘱託職員 2 名分を配置したことによるものであります。

その下、8 節報償費 1 千万円、次の 12 節役務費 319 万円、次の 13 節委託料 225 万 4,000 円は、ふるさと納税事業拡大に伴うものであります。

拡大に伴う寄付額を 2 千万円と見込み、まず、8 節報償費 1 千万円は、寄付額の 2 分の 1 を予定した返礼品の増を見込んだことによるものです。

次の 12 節役務費 319 万円は、インターネットによる受付及びクレジット決済導入に伴う、ポータルサイト利用手数料、寄付金事業総合支援業務手数料、寄付金額の 13 パーセント、返礼品用特産品の開発、商品化業務手数料となっており、入金、寄付者情報、配送、商品等の管理、寄付者からのクレーム対応など、スムーズな処理を行うものであります。

次の 13 節委託料 225 万 4,000 円は、総合管理システムを導入し、寄付金額の管理、観光協会への返礼品発送業務を行うためのシステム導入するためのものであります。

次の 8 目企画費 19 節負担金補助及び交付金中、十勝広域連携事業 10 万円の補正は、地方創生推進交付金を活用し、十勝管内の起業挑戦者の事業化を支援するものであります。

次の北海道立農業大学校創立70周年記念事業補助金10万円は、北海道立農業大学校が開設され70周年を向かえ、記念式典開催に対する補助であります。

2段下の14目基金費25節積立金中、町有林振興基金に5万円は、本町にお住まいの匿名の方から、次の個性あるふるさとづくり基金2千万円は、インターネット受付、クレジット決済の導入、返礼品の開発、充実により、増額が見込まれることによるもの。次の医療保健福祉施設等整備基金5万円は、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金をそれぞれ寄付者の意向による積立に充てるものであります。

次の8ページ、中ほど、3款民生費2項老人福祉費3目介護保険費28節繰出金中、介護保険事業特別会計繰出金、地域支援事業費872万6,000円は、地域支援事業費の人件費の調整及び諏訪中央病院名誉院長鎌田實先生の特別講演会開催に合わせたまちづくり宣言記念事業の拡大によるもの、その下の事務費99万8,000円の補正は、介護職員人材確保のため、介護職員初任者研修講座を開催するものであります。

その下の居宅介護支援事業102万9,000円の減、次の介護老人福祉施設事業913万2,000円の減額は、人事異動等に伴う人件費の調整であります。

次のページをお開きください。

上から2段目、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費19節負担金補助及び交付金159万3,000円の補正は、北海道の補助事業により妊産婦安心出産支援事業として、健康診査や産前、産後等出産に伴う交通費、宿泊費を助成するものであります。

次の段、4款衛生費4項病院費1目病院公営企業費19節負担金補助及び交付金37万5,000円の補正は、国保病院において新たに皮膚科を開設するために必要な備品購入に対する負担金であります。

次のページ、2段目、7款1項商工費3目観光費13節委託料400万円の補正は、地方創生推進交付金事業を活用し、DMO設立に向けた地域における食と観光の推進を図るため、地域産品新規流通等実証調査研究事業を実施するものであります。

1番下段の8款土木費5項住宅費1目住宅管理費19節負担金補助及び交付金700万円の補正は、住宅のリフォーム費用の一部助成事業として4月より受付を開始しましたが、当初予算を大幅に超える応募状況となり増額をするものであります。

次のページ上段、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費73万4,000円の補正は、消防団員1名退職に伴う退職報償金支給によるものであります。なお、全額、北海道市町村総合事務組合消防団員退職報償金で賄われることになっております。

下段の10款教育費3項中学校費2目教育振興費31万円の補正は、本別中学校が道徳教育推進校として指定を受けたことによるものであります。

次のページ上の段、4項社会教育費3目図書館費18節備品購入費15万円の増額は、帯広信用金庫様からの指定寄付金で、帯広信用金庫創業100周年記念事業として、図書館用図書を購入するものであります。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入ですが、9款1項1目地方交付税1,574万円の増額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金155万円の増額は、地方創生推進事業に対する補助金であります。

その下、14款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金1節保健衛生費補助金52万9,000円の補正は、歳出で説明いたしました妊産婦安心出産支援事業に対する補助金であります。

2段下、16款1項1目寄付金1節総務費寄付金2,010万円、その下4節教育費寄付金15万円の補正につきましては、歳出で説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

一番下段、19款諸収入5項1目7節雑入中、本別中学校道德教育推進校事業費31万円は、歳出で説明しました本別中学校道德教育推進校事業費に対する補助金であります。

次の消防団員退職報奨金73万4,000円は、消防団員退職に伴う補助金であります。

次の地方創生連携事業負担金100万円は、歳出で説明しました地域産品新規流通等実証調査研究事業に対する、足寄町、陸別町からそれぞれ50万円の負担金であります。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑からとします。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 歳出の7ページの、ふるさと納税に関わる部分で伺いたいと思います。

システム改修及びクレジット決済、あるいはインターネットの活用というような趣旨で、それぞれ予算が補正されておりますけれども、とりわけインターネットの活用のところで、予算のときにも若干議論しましたけれども、あのときにちょっと明確な話でなかったのが、そこがどうなったかということで伺いたい部分は、ネットなどでほかの町の物を調べたら、ふるさと納税何々町といったら即、フォームと言うのでしょうか、申し込みのページに飛ぶようになっているんですね。そのシステムに入るのには、予算のときかなり金額がかかるような話もされていたんですけども、いろいろ調べてみるとそうでもないという話もあるようなので、利用者側からすると、本別町ってやって、ふるさと納税ってやって、すぐページに飛んですぐ申し込めるというほうが、よりいいというふうに思っているものですから、その辺が今回のシステム改修等でクリアできるのかどうなのか、また、あのと

き結構な金額言ってたんだけど、先ほど報告いただいているような実績からすると、そこに加入することも決してマイナスではないかなというふうに思っているのですけれども、その点の対応が今回の説明の中で入っているのかなのか、確認で伺いたいと思います。

それからもう1点、13ページの下の住宅改修リフォームの関係ですけれども、毎年のように予定した申し込み期日を2ヵ月も繰り上げてですね、打ち切らないと、なかなか町内業者で処理できない申し込みが来てるということで、当初予想した以上に経済効果も含めて推進してるというふうに受け止めてますけれども、来年も継続するという事なんですけど、今回7月29日の締め切り予定を5月10日にしたということで、2ヵ月以上前倒しになり、多分相当の件数がまだ希望としてあるのかなというふうに思うんですけども、先ほど報告もあったとおり来年もやりますということで、財源も一定の財源使っているというふうに聞いてるのですけども、それで今までの申し込み件数が消化できる見込みなのかどうか、ちなみに私は一番最後に申し込もうと思ってるんですけど、私はリフォームできるんでしょうかということも含めて伺いたいと思います

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まず私のほうから、ふるさと納税に関する部分についてお答えをしたいと思います。

阿保議員おっしゃるとおり、3月の定例会等でも御質問受けました。その後検討しました結果、ふるさとチョイスという部分のポータルサイトを利用することとしております。おっしゃるとおり、フォームによる申込受付ができますので、今までは御案内だったので、今回からはふるさとチョイスから本別町への寄付に直接申し込むことが可能となっております。それに合わせまして、クレジット決済の導入も合わせております。そのふるさとチョイスとクレジット決済を導入することによりまして、向こうの業者の担当から言われたのが、今本別町さん500件程度ですけども、これが530万がゼロ1個ふえたり、もしかしたら1億くらい上がるかもしれませんと、そういうふうな相談を受けております。それで、寄付金額が2千万というふうに設定をさせていただきましたが、これは本当にまだわからない部分で2千万という形でセッティングさせていただきました。もしこれがふえるのであれば、また補正等で対応せざるを得ないかなというふうに思います。そうしますと、これが1万件になりますとちょうど1億円になりますので、そういうふうになってきますと、今の担当レベルでは対応できないというような部分がありますので、この319万の中には寄付金事業総合支援業務手数料ということで、寄付額のいたい13パーセントを払いながら、それを運営をしながら、せっかく寄付をされた方にスムーズな受け付け、それから返礼品の発送と、そういうような部分に対応していきたいというふうな考えで今、考えているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 阿保議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

阿保議員のおっしゃるとおり、昨年とことしに関しましては集中的に、申込期限を大幅に取った中で申し込みしてきていたのですが、その中でやはり集中的な、皆さんの反響が大きくて、来たということで、5月10日ということでことしは期限をちょっと縮めさせていただいて、申込期限をさせていただきましたけども、いずれにしても相当の件数が残っているのではないかとございまして、ことしの予算につきましては昨年以上の予算を組ませていただきまして、年間業者の受注容量、仕事の容量だとかも含めまして以上でございます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） ふるさと納税で、やってみなければわからないという部分が当然あって、ゼロ1個ふえればいいというのはそのとおりだと思います。一般質問等でも申し上げましたけども、そういうことになれば返礼品の対応ということが、これもまた現実的に考えていかなければならないというふうに思いますので、仮に2千万、ゼロ1個ふえるということと言うと、その体制というのはどういうふうに今考えているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 返礼品について、お答えをしたいと思います。昨年度、本別産の肉等のセットも追加をいたしました。今回、明治のほうとも協議をしまして、チーズのセットも新たに追加をしております。そのような中で、返礼品についても随時、地元にある業者の方、それから農家の方と協議をしながら、本別産らしい返礼品の商品開発に進めていきたいというふうに考えております。あくまでも観光協会を通して進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 2点ほど、質問いたします。

1点目は7ページの関連でございますけれども、ふるさと納税関係でございます。先ほど説明の中で、委託料を重点的に観光協会に行うということでございました。今、前段での説明もありましたとおり、だいたいは理解いたしたのでございますけれども、ここでJA本別町とどういう打ち合わせといたしますか、お話しをしているのか、していないのか、当然畜産関係の部分についても、JAでございますから幅広くネットワークを持っていると思いますので、その辺はJAと委託するわけではございませんけれども、その辺の関係、考え方どうなっているのか、お聞かせいただきたいというのが1点でございます。

2点目でございますけれども、11ページでございます。先ほどの説明でございますけれども、保健衛生の関係でございます。妊婦の安心出産支援事業でございますけれども、この159万、交通費と云々ということでございますけれども、だいたい何名分を見込んでいるのか、また、来年度以降も当然、こういう部分については当初予算で見えていく部分もあるかと思っておりますし、来年度以降も当然進めていくべきでないかと思っておりますけれども、その辺の考え方が今、整っているのであれば、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） まずふるさと納税につきましてですが、ここの委託料につきましては、役場と観光協会と、それからふるさとチョイスのポータルサイトと支援業者等を結ぶシステムを導入するというので、ここに観光協会への負担金は入ってはいけません。あくまでも物を発注した段階で、その中の手数料として観光協会は運営をしております。あくまでも私どもは観光協会のほうに返礼品の部分をお願いをしております。観光協会として、じゃがいもとしても農家の方も通じておりますので、そういう部分では今、関係機関と進めているというふうに聞いております。以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 私のほうから観光協会の関係でお話しさせていただきたいと思います。御承知のとおり、観光協会につきましては主たる構成団体3役の中にですね、商工会長さん、それから農協の組合長さんも入ってございます。ふるさと納税の部分に関しまして、3役部会長会議等を設ける中でですね、ふるさと納税の対応についても、観光協会ですといった部分お願いされてる部分とですね、それから農協さん、JAさんについての、先ほども申しましたアスパラの関係ですとか、生食用じゃがいもの馬鈴薯の関係ですね、といった部分についてそれぞれ専務理事さん等についてもですね、お話しさせていただきながら、対応していただくということは協議させていただいてるところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 大住議員のほうからありました、妊産婦安心出産支援事業の関係です。

まず、予算で今回計上しております人数は、交通費が40名を見ております。交通費の関係ですけれども、3千円の健康診査がだいたいお一人14回、そして産後が1回、それと出産時も1回見ておりますので、このような金額になっております。あと、宿泊費もだいたい5泊分、今回の予算で計上しております。

来年度以降の関係なのですけれども、今回6月補正で上げさせていただいておりますのは、北海道新聞のほうでも報道がありましたけれども、今回北海道がこの事業、拡大をして実施をするということで、町といたしましても早急に対応したいということで、今回補正予算のほうに上げさせていただいております。当然、来年度以降もこの事業については継続をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 確認になりますけれども、ふるさと納税のほうは観光協会にもJAが入っている、商工会が入っているということでございますので、行政としても深く関わっていくべきだと思いますし、その辺だけもう1回確認させてください。

それと、妊婦さんの関係でございますけれども、例えばこれ6月議会の、今これから承認されたとして、これからの執行になるとは思いますが、仮に本別町でお住まいの方で、5

月4月に出産された方、この方々については対応当然でないのかなと思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、こういう大事なことで、若いこれから御夫婦が本別町で一生懸命やっていただくということでございますから、4月5月の分はクリアしたとしても、もうちょっとコマーシャルもしていけばいいんでないかと思いますので、その2点のほどについて考え方を伺いたしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） はじめの1点目でございますけども、大住議員言われるとおりですね、観光協会といたしまして、商工会、JA本別町と連携取りながら、そういった部分について地元産品の振興という大事な部分もございますので、そういった対応してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 今御質問のありました4月からの関係なんですけども、今回、本別町で事業を実施するにあたりまして、要綱としましては4月1日から適用するというので、4月1日以降の交通費、宿泊費を対象にしたいというふうを考えております。これにつきましては、北海道が制定をいたしております事業につきましても4月1日以降の経費を対象にするということになっておりますので、そのように考えております。

PRの関係ですけども、今回この事業の対象になります場合、健康管理センターの窓口で母子健康手帳を交付する際に、この制度の御案内ですとか、手続きの御説明等はさせていただきたいというふうを考えておりますし、事業等の中で機会を通じまして、あらゆる機会を通じまして、制度のPRというのはしていきたいというふうを考えております。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 2点質問したいと思います。まず7ページのですね、賃金で嘱託賃金ですけども、これ2名分ということでしたけども、この嘱託先といいますが、嘱託内容についてまずお伺いをしたいと思います。

それと2点目、9ページの老人福祉費のですね、繰出金で介護保険事業特別会計の地域支援事業、先ほどの説明でも6月24日に鎌田實さんが本別に来られるということですが、町長もそれぞれの会議の中で御挨拶でお話しをされて聞いてますけども、現時点というか、もう6月24日ですから確定してると思うんですが、確定した内容というのですか、もっと目的とか、いつどこでとかどの時間とか、そういうようなことがわかればですね、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 7節の嘱託賃金でございますが、今まで再任用職員として働いていた方ですが、年金がもらえますと再任用職員になることができませんので、1名につきましては今、町が進めております住宅リフォーム、それから空き家対策等の配置、それからもう1人は教育委員会におきまして、長年培われたノウハウを生かしながら社会教

育のほうの全般等を担当していただくというような形で、今お願いをしているところでございます。以上です。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） ただいま高橋議員のほうから御質問がありました、介護保険事業特別会計の繰出金の関係でございます。まず、今回補正で上げております地域支援事業費 872万6,000円の内容でございますけども、地域支援事業の包括的支援事業というのがございまして、それに10万3,000円、それと交付金限度額超過分ということで862万3,000円、この合計額が872万6,000円というふうになっております。そして今御質問にありました、鎌田先生の講演会の関係ですけども、この中の包括的支援事業、こちらのほうに入っております。ここは、地域支援事業の包括的支援事業費の19.5パーセントを繰出金として計上することになっておりますので、講演会の経費自体が50万円程度の中身になりますので、それらを計算いたしまして10万3,000円という中身になります。

そして今現在、6月24日の講演会の関係につきましては、飯山所長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） 飯山地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長（飯山明美君） それでは私のほうから、6月24日に予定をしております、福祉でまちづくり宣言記念事業における鎌田先生の講演会、今のところ詰めている内容について御説明をしたいと思っております。一応予定は6月24日、夕方5時30分から、中央公民館で開催するというところで考えております。今回、鎌田先生をお願いした目的というか背景なのですけれども、3月に昨年度の記念事業を行ったときに、鷹野先生が来られてですね、鎌田先生のメッセージを持って来ていただきました。鎌田先生は10年前ですね、本別町が福祉でまちづくり宣言をしたときの記念講演として来ていただいた先生で、その後本別町の福祉、医療についてずっと興味、関心を示しておられたという話しも伺っております。今回がちょうど宣言事業としては10回目ということになるということもありますし、これからの本別町の保健医療、福祉、あるいは介護との連携、包括ケアシステムづくりというのが非常に大事になってきていて、今そこを進めているところなのですけれども、鎌田先生が諏訪中央病院、あるいは中心に長野で取り組んでこられた地域包括ケアの進め方ですとか、その辺を今の時代に合わせて御教授いただくことで、住民さんも含めて、関係者も含めた、これからの連携のあり方を考えていく機会になるのではないかとということで、今鎌田先生の講演という考え方を進めているところなんです。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 11ページの妊産婦安心出産支援事業のことについてお尋ねをしたいのですけれども、先ほどの説明からいきますと、40人で、お一人の妊婦さんが1

4回だいたい妊婦検診を受けますよね。通常で、正常なときですよね。それにあとプラス2回ぐらいというお話しでしたので、これを金額を40人で割ってくと1人当たり4万円ぐらいに、交通費だけというふうに見たときにね、なるのかなと思うんです。その支払いの仕方というのは、通常の妊婦検診を行ったことによってそれが発生するっていうふうに捉えていいのですかね。

それともう1点ですが、正常の場合はわかりましたけれども、例えば異常なときがございいますよね。急に病院にかからなければならぬとかっていうようなときは、対象からはずれるのでしょうかね。その辺についてお尋ねをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 小笠原議員の御質問にお答えいたします。まず交通費の関係なのですが、妊婦の一般検診を対象にして制度を設定しております。支払いの関係なのですが、母子健康手帳のほうに通院記録というのが記録されることとなりますので、それを行った証明ということでお支払いすることとなりますので、1回1回というのではなくて、ある程度検診が終了されてから一括してお支払いするような形になるかと、今予定をしております。

そして異常分娩の関係なんですけど、先ほど言いましたとおり、妊婦の一般検診対象ということになっておりますので、その範囲での助成ということになります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号平成28年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号平成28年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号

議長（方川一郎君） 日程第9 議案第41号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第41号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案内容を御説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,006万1,000円とする内容でございます。

それでは、歳出について事項別明細書により御説明させていただきます。

まず歳出ですが、5ページ、6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料27万8,000円の増額補正は、平成30年度から施行される国民健康保険事業の広域化に伴う、納付金等算定標準データ連携システムに係る修正費用でございます。広域化後の各市町村の納付金算定に際し、道から求められる各種資料をこのシステムにより報告するものでございます。

次に歳入です。3ページ、4ページをお開きください。

3款国庫支出金2項国庫補助金3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金27万8,000円は、システム修正費用についての国からの補助金でございます。

以上、議案第41号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号平成28年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号

議長（方川一郎君） 日程第10 議案第42号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第42号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、介護職員初任者研修及び福祉でまちづくり宣言記念事業の拡大に伴う事業費の増額が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,003万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,506万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金99万8,000円の補正は、介護人材の確保と特色ある本別高校教育推進の一環として、本別高校生等を対象に介護職員初任者研修を開催するものです。

下段の4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費中、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及び交付金については人事異動によるもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

8節報償費39万4,000円の補正は、在宅医療介護連携の推進及び福祉でまちづくり宣言記念事業の開催に伴う事業費の補正で、長野県諏訪中央病院名誉院長の鎌田實氏による講演会を開催するものです。

下段の5款1項1目基金積立金の補正は、包括的支援事業費の増額に伴う財源調整のため減額するものです。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金及び、下段の5款道支出金3項道補助金1目地域支援事業交付金の補正は、歳出で御説明いたしました在宅医療介護連携の推進及び福祉でまちづくり宣言記念事業の開催に伴う調整であります。

下段の7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金のうち、包括的支援事業・任意事業繰入金10万3,000円の補正は、福祉でまちづくり宣言記念事業の開催に伴う増額、その下、交付金限度額超過分862万3,000円の補正は、人件

費の調整によるものが主な内容であります。

次の3節その他一般会計繰入金99万8,000円の補正は、介護職員初任者研修開催に伴う増額であります。

以上、平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

高橋利勝君。

9番(高橋利勝君) 6ページですね、一般管理費、本別町介護職員初任者研修ということで、行政報告の中でもありましたが、今の現状を踏まえて積極的に取り組んでいこうということだと思いますが、ただお聞きしたいのは、研修をやったときにですね、その研修を受ける方々がおられるかどうかということが1点と、今言われるように本別高校との関わりのお話しありましたけど、この辺は高校と当然打ち合わせをしてやってると思うのですが、その辺の経過についてお伺いしたいと思います。

議長(方川一郎君) 飯山地域包括支援センター所長。

地域包括支援センター所長(飯山明美君) 高橋議員の質問にお答えいたします。

介護職員の初任者研修、確かに受講される方がいるのかというところは私どもも非常に不安を持つところでもあります。ただ、現状、本別高校のほうと打ち合わせをさせていただく中で、5月に全校生徒の皆さんを対象に、こういう研修があったら受講しますかというようなアンケート調査を取らせていただきました。241名の生徒さんがいる中で、実際受講してみたいなというふうに回答された方が7名ですね。興味、関心があるけどもまだ受講はよくわからないというようなところで、関心を持ってくださっている方が29名というような、そういう結果をいただいております。

また、研修をする前にですね、介護の仕事ですとか資格取得というのはどういうことなんだということを、生徒の皆さんにきちんとわかっていただくことも必要ということで、希望される方だけだったんですけども、高校のほうでミニ講和をさせていただいております。そこに来てくださった生徒さんが12名ほどおられたということで、そこそこ興味を持って介護福祉を考えておられる生徒さんがいるのかなという感触を持ったところです。

高校生の皆さんを主に受講していただきたいということで企画はしておりますけれども、それ以外にでもですね、例えば今事業所さんに既に勤めておられるけれども、まだ資格を取得してない方ですとか、あるいは町内に、資格を取ってどこかで働いてみたいというような方、一応幅広く募集をしていきたいというふうに考えております。定員マックス、上限が20名ということで今考えておりますので、高校生含めて何名かの方、受講していただけるのかなという感触を持っています。以上です。

議長(方川一郎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）
についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号平成28年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）
については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号

議長（方川一郎君） 日程第11 議案第43号 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 議案第43号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、準職員退職後の介護職員減員による臨時職員の業務及び任用区分見直しに伴う賃金の増減と労力の一部不足分につきまして、委託料の増額で対応するものが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,016万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,350万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳出。

1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金中準職員賃金、19節負担金補助及び交付金の人件費につきましては人事異動等に伴うもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

7節賃金中臨時雇賃金の介助員を1人から2人へ増、パート等賃金の介助員を4人から6人に増、同じく清掃等を1人から2人に増員することによる増額補正、並びに代替賃金の介助員につきましては勤務実態から、前月の勤務表が事前に作成されておりまして、一般的な職員が年休を取るですとか病休を取るですとか、そこに入るような代替の配置基準になってございません。そういう意味からも代替賃金ということで予算を組んでおりますけども、その組み直しを行いまして全額減額補正をするものであります。

13節委託料22万5,000円の増額は、前述の臨時職員の業務あるいは区分見直しに伴う清掃の労力不足分を補うための業務委託料を増額補正するものであります。

続きまして、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金、19節負担金補助及び交付金中福祉協会負担金の人件費につきましては人事異動等に伴うもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

次に3ページ、4ページにお戻り願います。

歳入ですが、1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金1,016万1,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 4 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 2 議案第 4 4 号平成 2 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 議案第 4 4 号平成 2 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、行政報告でも申し上げましたが、新たな診療科開設に伴う経費の追加が主な内容でございます。

補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 2 条の収益的支出であります。予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の第 1 款病院事業費用第 1 項医業費用を 4 8 万 9, 0 0 0 円増額し、費用の合計を 1 2 億 6, 6 4 6 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

第 3 条の資本的収入及び支出であります。予算第 4 条本文括弧書き中、2, 6 7 1 万 8, 0 0 0 円を 2, 7 1 0 万 7, 0 0 0 円に、2, 4 1 5 万 1, 0 0 0 円を 2, 4 5 1 万 2, 0 0 0 円に、2 5 6 万 7, 0 0 0 円を 2 5 9 万 5, 0 0 0 円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第 1 款資本的収入を 3 7 万 5, 0 0 0 円増額し 9, 3 4 8 万 8, 0 0 0 円に、支出の第 1 款資本的支出を 7 6 万 4, 0 0 0 円増額し 1 億 2, 0 5 9 万 5, 0 0 0 円とするものであります。

次に 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

補正予算説明書の収益的支出ですが、支出の 1 款病院事業費用 1 項医業費用 3 目経費 2 節報償費の 9 6 万円の減額補正は、毎週水曜日午後の内科外来及び当日夜の当直の支援を受けております医師からの申し出で、月 1 回外来と当直を休止とするためであります。

1 5 節委託料 1 4 4 万 9, 0 0 0 円の増額補正は、帯広厚生病院皮膚科医師派遣に伴う委託経費でございます。

次、資本的収支の収入ですが、1 款資本的収入 3 項負担金 1 目他会計負担金 3 7 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、皮膚科の診療に必要な備品の購入に要する経費として一般会計から繰り入れを受けるものであります。

支出の 1 款資本的支出 1 項建設改良費 3 目固定資産購入費 7 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、皮膚科の診療に必要な備品で、ダーマトスコープ、クライオスプレー、顕微鏡を各 1 台新規購入するものです。

以上、平成 2 8 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的支出、資本的収入及び支出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号

議長（方川一郎君） 日程第13 議案第45号平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第45号平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負契約締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、向陽町団地公営住宅改善事業に伴うD棟21の改修工事で、工事内容は、コンクリートブロック造平屋1棟5戸建て、延べ床面積307.8平方メートルの建物と排水設備117メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、指名委員会は、平成28年4月18日に開催し、指名業者は、中前建設株式会社、株式会社鹿島組、株式会社塚林建設、株式会社楠茂建設、株式会社野田組、株式会社稲田建設、株式会社山本建設の7者を選考いたしました。

平成28年4月20日に指名通知を行い、平成28年5月19日に入札を執行しております。

契約金額は7,981万2,000円で、入札回数は1回で落札をしております。契約の

相手方は、中川郡本別町北8丁目1番地2、株式会社塚林建設、代表取締役、で
ございます。

仮契約は、平成28年5月19日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成28年11月4日でございます。

以上、議案第45号平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負契約
についての提案にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請負
契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号平成28年度向陽町団地公営住宅改善工事（D棟-21）請
負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号

議長（方川一郎君） 日程第14 議案第46号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第46号、財産の取得について、提案理由の説明を申し
上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が3千万円以上の動産の買入れとなりま
すので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取
得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得の目的は、歩道及び道路の除雪作業効率の向上を図り、町道の機能維持、良
好な道路環境を保つことを目的に老朽化した小型除雪機を更新するもので、財産の内容は、
小型除雪車、1.5メートル、800トン仕様となっております。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随

意契約によるもので、株式会社中島自工、北海道川崎建機株式会社帯広支店の2者を選定いたしました。

平成28年5月6日に見積合わせ執行通知を行い、平成28年5月19日に見積合わせを執行しております。契約金額は、2,764万8,000円で、見積合わせの回数は1回で決定しております。

契約の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番32号、株式会社中島自工、代表取締役、
でございます。

仮契約は、平成28年5月19日に行っております。

納期は、平成29年1月31日でございます。

以上、議案第46号、財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第15 陳情第1号

議長（方川一郎君） 日程第15 陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情を議題とします。

ただいま議題となっております、陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情は、産業厚生常任委員会に付託して、閉会中の審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号西仙美里自治会内12号線道路の拡幅、道路基盤整備、歩道及

び道路側溝付随工事付きにて舗装を求める陳情は、産業厚生常任委員会に負託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日6月8日から13日までの6日間は休会であり、6月14日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、6月9日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 0時10分）

平成28年本別町議会第2回定例会会議録(第2号)

平成28年6月14日(火曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

出席議員(12名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 00 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第 1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 おはようございます。報告いたします。

議会の運営に関する事項並びに議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について申し上げます。

議会における条例の制定、議会基本条例制定に伴う関連条例等の改正について、本日までに 5 件の提出がありました。

本別町議会基本条例の制定について、議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正について、本別町議会会議規則の一部改正について、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条によることとし、議会運営委員会発議で最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに 2 件の提出がありました。道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと全ての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書、地方財政の充実・強化を求める意見書、以上 2 件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第 2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第 2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

9 番高橋利勝君。

9 番（高橋利勝君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました 2 問について質問をさせていただきます。

まず 1 番目に、地域集会施設の整備についてでございますが、地域における高齢化が進み、ひとり暮らしの方がふえています。また、想定外と言われる災害の頻度が高まっています。

このような中で、改めて高齢者対策、防災対策において自治会の役割は強まっていると思います。同時に、自治会活動の拠点となる集会施設の整備が求められています。本町において、公共施設の活用が難しい自治会の集会施設の整備について、どのように考えているかまずお伺いをいたします。

2点目でございますが、自治会によっては自主運営による会館を持っているところがありますが、施設の老朽化、維持費の負担が重荷となり苦慮していると聞いています。

施設の整備や維持費の助成を求めています。地元の自治会と協議を検討すべきではないかと思いますが、以上、2点について考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の地域集会施設の整備についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の御質問でありますけれども、本町における地域の方々が集うことができる施設の設置状況、まず、説明させていただきますが、文化施設といたしましては中央公民館などの4施設、福祉施設としてふれあい交流館などの4施設、コミュニティ施設として本別コミュニティーセンターなど4施設がありまして、このほかに地域において運営委員会を組織して、施設を運営していただいている地区集会場が13施設となっております。

各自治会におかれましては、これらの施設を地域活動の拠点施設として理由していただきながら、地域コミュニティの形成に御尽力いただいているところであります。

なお、地区集会場につきましては年次的に改修工事を実施してきておりまして、現在は、全てこの整備が完了しているところでもあります。

また、集会場を持たない自治会についてですが、それぞれ自治会で工夫をいただきながら、従前より健康管理センター、また清流の里、民間の施設などを利用されるなどしながら、円滑な自治会活動運営をいただいているものと判断をしています。

2点目の御質問ですが、各自治会で所有している会館と設置当時から各自治会で自主運営をしていただいているところですが、老朽化の御質問がありましたけれども、これに伴い維持、管理修繕の必要があるということではありますが、これらにつきましては地域住民の集会施設設置補助規則を持ちまして、自治会が設置する集会施設の新築取得では500万円を限度に、その査定額の90パーセント、改修では250万円を限度にして、査定の90パーセントを補助することにしておりますので、自治会がまた独自にそれらの修繕などをするものにつきましては、逐次連絡をとりながら、この補助要綱に乗りながら、補助をしていくということにさせていただきます。

また、さらに新築自治体、今までも実績はありますが、自治会がそれぞれ統合した中で集会場を新しく持つなどにつきましては、その補助要綱プラス、またその特別加算額を定めておりまして、これらの制度を活用しながらそれぞれ地域集会場の整備を

今まで図ってきているところでもあります。

また、世帯数の減によりまして、自治会活動が今後、また困難な状況など、自治会からの相談も含めて、出てきた場合については、しっかりとその相談窓口体制をとりながら、さらなる地域自治会活動の促進を図っていきたいと考えております。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問をさせていただきます。

1点目でありますけれども、今の御答弁にもありますように基本的に公共施設や地区集会場ということですが、自治会によっては非常に公共施設や地区集会場が遠いということと、それぞれそういうところは意外と自治会で自主運営した会館を持っているというようなことも含めてあるわけですけれども、その点、例えば弥生町とかということになりますと、それはどこに、弥生町に自治会館をみずから持っていますけれども、そういったことで、その運営に当たってもいろいろな議論があるわけですから、本来、公共施設や地区集会場を利用する自治会と、そういった自主運営の自治会等に私はその認識の差があると思っています。

そういう意味では、基本的には自治会の人によれば、自分の自治会にそういう会館があって、そこで拠点となって自治会活動を進めていくというのが一番ベストだというような言い方をされていますけれども、そういったことが全てかなうということではありませんけれども、自治会によってはそういう施設利用が非常に不便を来しているというか、そういうような指摘もあるわけですが、その辺の考え方についてまず1点お伺いをしたいと思います。

2点目でありますけれども、今、それぞれの補修する場合とか、いろいろな御答弁がありました。

そこで、ただ協議をして検討していただきたいというのは、実態として例えば老朽化して床が大変なので修繕をしなければならないと、こういうような思いを持っているところとか、先ほど言いましたように維持費、光熱費、暖房費含めてということでもありますけれども、そういったことがきちんと自治会の中で理解をされていないというか、認識として非常に薄い部分があるのではないかと思うので、やはりいま一度、その辺のところはそういう希望のある自治会があればきちっと協議をして、どういう形がいいのかということを進めていただくということが大事でないかなというふうに思っていますので、その点についてもう一度お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思いますが、集会場にそれぞれ自主も含めて、それぞれ公民館跡の施設だとか、それぞれ地域集会場になっているところというのが遠い近いは結構あるのですよね、これ本当に。私どもの例えば例にとると、勇足から坂下町までなものですから、横に長いところが結構あるのです。

最近というのですか、この山手から朝日もそうなのですから、この中間に例えば集会施設、例えば駅もそうですよね、アリーナもそうですけれども、でも、どちらからとしても遠いと、こういうこともあったりして、また何カ所かそういうことがあるものですから、そういうものについてなかなか全部が全部、それがどういう具合に改修していいかなんていうと、例えば二つの自治会が一緒になってそういう共同でやりませんかということで話をすると、やはりそれぞれの事情があって、なかなか中間ということだけでは解決できないところがあるのですね。

ということは、そこで自助努力していただきながら、例えば会長さんの持っているここは当然、お寺だとか、神社が会長なされたときは神社を借りてそれぞれ集まっていると、お寺さんはお寺さんでまた集まって、こんな事情もあって、その必ずしも集会場ということについては駅を使うのだとか、例えば中間に設置するとかといっても、なかなかそこは協議が、そしてまた自主運営となると、これまた大変だと。いろいろなことを含めて、トータルでやはり今の現状のほうがいいのではないのかというようなこともあったり、それぞれ事情は聞いているのですけれども、今、御質問ありますように、それぞれ独自の集会施設を持っている、農村地区は古くから持っているところもありますから、それらも含めて自治会としっかりと話をしながら、その御質問にありますように認識も含めてしっかりとどのような方法で今後、ふえているところ本当にありませんから、大体、独自で持たれているところというのは非常に構成する戸数も少なくなってきたところありますから、そういうことも含めて自治会と直接お話をさせていただいて、今後に向かってのそれぞれ制度、仕組みの説明ももちろんですけれども、今後のあり方も含めて検討というか、協議をする場を設けていきたいなと、こう思っております。

また、不便さを感じているということもそうですが、全体の認識もしっかりと私も把握させていただいて、今、申し上げましたようにそれぞれの自治会の状況をしっかりとつがみながら、またその自治会の集会施設などなどに対する思いも聞かせていただきながら、どのような方法をとっていくかしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 1点目については、総合計画の中にもあるように地域活動の推進ということで地域集会施設の支援整備ということは、きちっとうたっているわけですから、そういう意味では先ほど言いましたように今日の日本の状況というのですか、高齢社会、さらには災害の問題とか自治会の役割というのは大変、重要だと思うので、そういったことも含めてやはり自治会と協議をして一定の整備を図っていくべきだと思いますので、その点についてもう一度確認をしたいと思っております。

2点目でありますけれども、先ほど言いましたようにみずから自主運営をしている

会館を持っている自治会やその地元の人たちが先ほど言ったように維持費の問題とか、老朽化して例えば修繕費、新築の問題ということになると、非常にさっきその補助の話も出ましたが、なかなかそのところまで行ききっていないというか、どうしたらいいのだろうというような率直な声も聞かれるわけですから、その辺はやはりそれらの地区の自治会と話をし、一定の整備をするなり、協議で整理をするなりして、やはり自治会活動に支障のないように進めていくということも大事だと思うので、改めてその点も確認をしたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問の部分は先ほど申し上げましたけれども、自治会の役割というのは当然、御質問のとおりでありますから、それぞれ自治会通して、特に中心市街地から、影響のあるところから全部整備をしてきました。

特に、国、道の補助事業で大きな施設にしてきたということもありますけれども、このほかにもまだ個別の自主的に設置している集会場とかありますから、御質問のように老朽化してきている、また自分たちの戸数だけではなかなか改修、修繕というのは難しいということもよくわかりますので、先ほど申し上げましたように、この後、自治会としっかりと年度内、年末に向けてしっかりと協議をさせていただきながら、今後の運営のあり方含めてしっかりと方向性を出しながら対応してまいりたいと、こう思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝議員。

9番（高橋利勝君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

2問目の老人クラブの育成についてですが、以前に参加しました十勝の老人クラブの集まりの中で、会員の減少というのが問題となっていました。本別町においても、自治会の高齢化にもよりますが、単位老人クラブの減少、また単位老人クラブの老人クラブ連合会への登録の減少が進んでいます。

老人クラブの活動は、地域における高齢者の皆さんの親睦を深めると同時に、今日では見守り活動や支え合うことにつながっていると思います。

改めて自治会関係者、老人クラブ関係者などと協議をして、その対策を検討するべきでないかと思いますが、考え方を伺います。

また、2点目でありますけれども、老人クラブの推進のためには老人クラブの助成額、特に老人クラブ連合会への助成額、単位老人クラブの公共施設の減免率についても、単位老人クラブの公共施設使用料の減免についていろいろな意見がございます。改めて老人クラブと協議をしていくべきと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋議員の2問目の老人クラブの育成についての質問の答弁をさせていただきます。

老人クラブ、本当にこれは全国的ですけれども、非常にその組織率がかなり低下をしているということがなかなか老人クラブそのものの活動というものが、やはり見直しが今、それぞれされているということですが、本町も御多分に漏れずそのような状況でありまして、非常にそれぞれ自治会単位でその老人クラブに加盟する年齢というのもまちまちというのがあるのですが、総じて平均65歳以上ということが結構、大方を占めているかと思うのですが、なかなか老人クラブにしてはまだ若い現代層の人はなかなか加盟をしないということもあって、老人クラブはよく、老人クラブの役員の皆様方の声を聞くのですが、老人クラブが高齢化しているというようなことになって、これ本当に笑い話でもなくて、本当になかなかそれを運営するのにもいろいろ事務局預かったり、役員なる人も大変だということでありまして、本町もその単位老人クラブのほかに連合会ありますから、今までも加盟していた単位クラブが脱会をするというようなことが結構あって、その様子を聞いたり、理由を聞いたりするとやはり、そこの行事に参加するのが大変なのだけれども、そこに役員を出してまたそれぞれ運営していくという、非常にこれも困難だというような声が非常に多くなって、本町の老人クラブの平成19年度が16クラブあって、954人が加盟をしていました、ことしの4月の時点で調べてみると、この16クラブあったのが10のクラブになって、加盟人数が445人ということで半減したのです。

この10年前と比べてこのクラブが六つ減って、会員数がやはり半分以下になるということは、非常に今の状況というのは厳しい状況かなというふうに思うのです。ただ、その半面また、それぞれ健康維持だとか、ともにレクリエーションを楽しむだとか、やはりそれぞれ仲間づくりだとか、孤立しない地域づくり含めて、役割が非常に大きくて老人クラブの活動も活発にやっけていただいているのですが、反面そういう部分については、なかなか活動に参加するのも大変だ、また役員を担っていくのも大変だというような現状があって、このような状況になってきているところであります。

ただ、連合会を脱会したからといって単位クラブも全部解散するということでは決してないということもあります。単位クラブとしてはしっかり運営しながら連合会にはなかなかいかないと、また、そのようなことで老人クラブ自体は継続していくというのがありますが、どちらにしても非常に厳しい状況になってきたなと思っております。

かと言っても御質問にありますように、私ども含めてそれら連携して何とか維持するようにということの御質問はよくわかるのですが、本当にこれはなかなか厳しいというか、現状をそれぞれ特異な現状がありまして、なかなか難しいというのがあるながらも、少しでも加盟をしていただきながら、単位老人クラブから連合会へという、この体制をしっかりとれるように我々もやはり努力をさせていただきたいなと思ってそれぞれ対応しているところであります。

また、2点目の、特に補助の関係でありますけれども、よく役員の方が必ずやるの

ですが人数少なくなると1人当たりの単価で補助が決められていますから、それを見直して少しでも上げるようにして、ピークときには100万円の補助だったのですが、今、人数が半減したといいながらも60万円の補助をしているということで、それぞれ個々の基準に沿って補助にすれば、それぞれ今までと変わらないというか、若干プラスするぐらいの方向では行っているのですが、ただ御質問にありましたように、それぞれ施設を利用するときの連合会でやるのか、福祉でやるのか、また単位でやるのかで、それぞれ減免が違うということがありますから、この辺は複雑なことを含めてより活動をしやすいようにこれらの方式を見直して、統一して、やはりそれぞれ利用しやすいように、これは全体の見直しの中でしっかりと見直していかなければならないと、こう思っておりますので、その辺も含めてより老人クラブが地域の大事な我々の大先輩として、知識も経験もより豊かな先輩の皆様方がより元気に活動できる環境をつくるように、しっかり努力させていただければと思っています。

関連の部分についてはしっかりと見直しを含めて、その負担のかからない方向で御質問の方向に沿いながら我々も努力していきたいと思っておりますので、以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

9番（高橋利勝君） 再質問させていただきますけれども、1点目ですが、先ほども言いましたように今、全国的な問題、あるいは十勝、本別町も老人クラブの会員の減少ということでいろいろな模索が行われております。

先ほど言いました以前の十勝の集まりでは、どうも老人クラブという呼称が、イメージが悪いのではないかとということで名称をもっと考えるべきだというような御指摘がありました。

本別町もたしか弥生町ですが、ちょっと覚え切れない何かハイカラという言い方あれですけども、そういう名称でいろいろな活動をやっています。資料館の見学に来たりとか、ことしは出ませんでしたが、去年はチャレンジデーに出たりとか、やはりそういう形で、従来の活動が悪いというわけではないですけども、やはりもう少し、先ほど言ったようになかなか役員は高齢化して、一方で若い人というか、我々もそうなのですけれども、入らないということもあるわけですから、何かその辺のところはやはり工夫していくということは大事だと思うのですが、そういう意味では基本的には私はもう少し基礎自治会がやはりその辺の意識を持っていくということも同時でないと、ただ単位老人クラブだけで考慮していくと高齢化しているわけですから、なかなか先が見えないということもあるので、それでそういう自治会関係者と老人クラブの関係者とか、それで協議してはどうかということがあります。

それと、連合会については、これは私は余り賛成ではありませんけれども、介護保険の中で市町村移譲になったのがありますよね。その一部を老人クラブ連合会が受け皿となるべきだという、これが2年前の公演のときにそういうお話がありまして、そ

のときは網走の老人クラブ連合会のお話が出ていましたけれども、ただそういうように単位クラブにしてみれば基本的には老人クラブは親睦だと思っただけですが、例えばネットワークを進めていく上で見守りとか、支え合いとかになりますと、老人クラブがあればこれは高齢者同士の交流というののでできて、それが結果として見守りや支え合いの大きな力になると、そういう意味ではネットワークの推進活動を進めていく上での特に求めるわけではないですけれども、結果としてそういう非常に支えられているというような状況もあるので、やはりその辺も踏まえて連合会や単位老人クラブの部分について、私はもっとお互いに受けとめていかなければいけないのではないかと考えておりますので、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

それと、老人クラブの公共施設使用料の減免の問題ですが、これは単位老人クラブのほうから出ていますけれども、現状でいうと連合会は免除というのが多いのですけれども、単位クラブは室料が5割で、あとは免除なしというようなことで、先ほど言われているように会員が少なくなっている、一方で年金で生活をしているということからいくと、なかなか厳しいという声も聞かれます。

連合会も大事ですが、単位老人クラブも私は大切だと思うので、せめて同様な減免率にならないのかと実は思いがあるわけですが、その辺も含めて改めてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、老人クラブの名称がどうというのはやはり出るのです。まだまだ、おれ老人クラブではないぞとか、私もというような、そういう方も中にはいますし、言ってみれば我々もそういう年代ですから、老人クラブという名称は別にしても、私どもの行く道ですからみんな。ですからみんな、ですからそこがやはり活発に組織されて、その親睦を中心にしながらも、いろいろな住み続ける上で必要なコミュニティを形成していただくというのは、我々にとっても大事なことだと思っています。

そういう意味では、まず、前後になりますけれども、施設の使用料などを含めては、それぞれ連合会だったら減免で、単位でやったら任意だから、その場所によっては一部負担があると、こういうようなことはやはり統一をしてしっかりと使いやすいように見直しを図っていくと、こういうようにぜひしたいなと思っていますので、その辺もまたよろしくお伺いしたいなと思っています。

また、若い人も加入する環境ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、連合会に入る、入らないのもあるのですけれども、やはりなかなか行事が忙しいということとか、またその役員も特別任務を持っていくということなど含めて、そこをやめて自分たちだけの独自のということも結構、何カ所かの老人クラブのそういう方式をとっているのですが、中には老人クラブという名称を使わないで、割と年齢層の高いといいますが、年齢層の人がいろいろな名前をかえて組織をして、もっともっと若い

世代からも加盟できると、そういうような自治会組織というのも非常に最近は多くなってきていると思います。

私ども、今、議員の質問、議員、今は北8丁目ですから、私ども大分しばらく前から思ったのは年輪会って8丁目はやっていますね。当時、うちの職員の人が入っていたのです。幾らで入ったのと言ったら、やはり55歳ぐらいからと、そういう自治会の積み上げの年齢もあるのですね。

ですから、必ずしも老人クラブという、その設定の年齢制限でなくて、そういう親睦を含めて、より幅広い層、そしてまた老人クラブの皆さん方を支えていけるような、事務局体制ができるような、そういう年齢構成をしているところが、何カ所かあって、やはり活発にそれが継続されていくということでもありますから、そういうことも一つの方法としてはあるのかなというふうに思います。

ただ、そういうことも含めては、最終的にはその年齢が高くなってもしっかりとその地域のコミュニティの中で、共にネットワーク化含めて、参加をしながら活動していくというのは大事なことだと思いますので、この辺も含めてしっかりと私どもも、もちろん自治会の役員の皆さんや、また単位で持っている老人クラブの皆さん方も、そういうことを含めて協議をさせていただきながら、より参加しやすい、組織しやすいような方法について検討していきたいと思いますし、もう一度言いますが、その使用料などについてはしっかりと統一して、利用のしやすい負担のかからない方法をとっていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上を申し上げて答弁とします。

9番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次、4番大住啓一君。

4番（大住啓一君）〔登壇〕 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました3問について質問をいたします。

それでは、1問目の難病に対する対策と考え方について伺います。

本別町においては、現在、約80名の方々が難病と向き合っています。この状況を踏まえ、これまでの対応と今後の対策について考え方を伺います。

難病については、昭和47年の難病対策要綱によって、原因不明で治療未確定であり、後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい病気と定義されました。

平成27年7月には、指定難病に196疾病を追加し306疾病となっております。

本町においては、今後どのような対策を展開するのか、また、本年4月に本別町障害者自立支援協議会を再編したことが、町広報6月号に紹介されておりました。再編された協議会の中で、難病の方々はどのような立場で参画していただくのか、町長の考え方をお伺ひいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の難病に対する対策と考え方についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、質問の1点目ではありますが、これまで障害福祉サービスの利用に関する相談支援を初め、自助グループの立ち上げに関する相談も寄せられておりますので、昨年度から総合ケアセンターで障がい者福祉担当でかかわりながら、それぞれ今までの要請ありましたこの難病の皆さん方のグループを立ち上げるための相談支援を行ってまいりました。

御質問にありますように、平成27年1月から障がい者の総合支援法の対象者の疾病も151から332に拡大されまして、対象となる方は特に障害手帳をお持ちでなくても必要と認められた支援を受けることができるとなりました。

平成26年の12月にも御質問をいただいておりますが、医療や疾患に関する相談は北海道、この保健所が対応しているところではありますが、市町村に求められているものにつきましては医療制度、障害福祉サービスの周知とマネジメント機能の充実でありまして、難病患者の皆さんが安心して地域で暮らしていけるように相談支援体制の充実に努めてまいるところでもあります。

特に、マネジメント機能の充実につきましては、医療、福祉、就労支援など、さまざまな調整が必要でありまして、4月に設置をいたしました障害者自立支援協議会などを活用しながら、保健所を初め関係機関と連携をし、サポート体制を構築していきたいと考えております。

2点目の御質問についてではありますが、本別町障害者自立支援協議会につきましては、障がい者の生活を支える仕組みづくりの一つでありまして、医療、保健、福祉のみならず、教育や産業、地域、当事者団体の関係機関とのネットワークの拡大、それらの連携の強化によりまして、さまざまな課題を抱える方に対する相談援助や支援体制の確立、新たな課題の対応を図るための協議会を設置したところであります。

また、実務者部会として、生涯支援部会、チャレンジ部会、また事業所連絡部会をそれぞれ置きながら、生活課題に応じた支援を目的として保健所と商工会と社会福祉協議会、また当事者及び家族の会、さらにチャレンジド・ネットワークほんべつ、民生委員、児童委員協議会など、関係機関に参画をいただく予定となっております。

御質問の難病の方々の協議会の参画ではありますが、現在、本町では難病の方々を代表とする組織がまだありませんので、直接的な参加をできていません。引き続き、自助グループなどの設立に向けて御支援を行いながら、当事者、また家族会などが組織をされ、また参加できる環境をつくっていききたいと考えております。

なお、チャレンジド・ネットワークほんべつでは、今年度に難病患者の方が個人で加入する予定となっております。この会と障がい者自立支援協議会につきましては、連携した会議となりますことから、実務者部会として設置されますチャレンジ部会の

参画が可能となるところであります。

障害者自立支援協議会につきましては、難病の方々を初め、さまざまな課題を抱える方に対する相談援助、また支援体制の確立、生活課題などの検討や解決の場として、機能の充実や強化を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 再質問をさせていただきます。

今、御答弁でもありましたように、26年12月に難病の関係では質問をさせていただいております。そのときの御答弁でも、窓口は北海道であって、町村は云々というようなお話でございます。

そのときに私の質問でもさせていただきましたが、障がい者の方、難病の方々が互いに集いながらそういう悩みとか、そういうものを相談し合えるような施設と申しますか、そういうものの提供は将来的にどういうふうなお考えですかというふうな趣旨で質問させていただいていると思いますが、今の御答弁ではちょっとなかったような気もいたします。検討するということですから、これからなるのかもしれませんが、町長の大きな政策の一つでございます福祉でまちづくりが10周年を迎えるということでございます。今月の24日にも行事を控えているようでございますけれども、福祉でまちづくりということであれば、当然、7,300人、7,500人の方々が生活している町でございますから、難病の方々のまずは組織がないというような町長の御答弁でございますけれども、何人かでこれからつくろうというような動きもあるやに私も聞いてございますし、それは執行者の皆さんの耳に入っているかと思っております。

チャレンジド・ネットワークについては、12の団体があるというようなことで広報に載っておりますけれども、いち早くそういう部分に参画していただいて、難病の方々のそれぞれの思いを北海道が窓口ということではなくて、町村がサポートするのだという高い理念のもとに進めていくべきでないかというふうに思っておりますし、参考的に申し上げますと、難病連の苫小牧の支部でこれは70数名の方にアンケートを昨年とったようでございます。

私も、いろいろな会議に出てお話聞いてきておりますけれども、その中で、そのアンケートをとった回答の中で、一番大きな問題はやはり今、国がと申しますか、日本全国どこ行ってもそうですけれども個人情報と壁がありまして、なかなか同じ病気の方々、類似した病気の方々、集いたいといってもなかなか名簿等もないというような状況の中で、試行錯誤と申しますか、そういう中で進めているようでございます。

これは法律でございますから安易に個人情報を無視してやることにはならないということは、私もそれは理解いたします。

ただ、それで困っていると申しますか、こともあるものですから、これはあらゆる分野、災害だとか、いろいろな分野でもそうでございますけれども、その辺もうちよっ

と何年かたったときに出せるだとか、こういう病気関連についてはある程度、町長答弁にもありました北海道の出先機関ですから、総合振興局の中の古い呼び方で言いますと保健所というのですか、そういうところとの協議の中で、そういうものも出した中で、難病の方々にも連携し、また障がいのある方々ともタイアップしていくというようなことが、この本別のこれからの進んでいく様でないかというふうに私は思いますので、その辺、町長どのように御認識しているのか、再度伺うものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） チャレンジド・ネットワークに加盟しているそれぞれの団体ありますよね。今までは、例えば身体の障がいを持っている人、それからまた知的障がいの方などなど含めてですが、それぞれの団体、また家族会とあります。この組織されたものでありますから、呼びかけて参加するというのは割と容易だったのですが、前にも質問いただきましたように北海道が窓口だから、北海道がやればよいということだけではありませんから、町に住んでいる町民の皆さんですから、今、御質問ありましたようにこれだけの広いというのですか、300も超えるだけの疾患のある難病ですから、原因は不明でということ含めて難病となるのでしょうけれども、これだけですから、こういう症状の方々だけ、こういう症状だけでないということですから、非常に中には例えばパーキンソンの方もいたり、大腸炎の方がいたり、いろいろ幅広いものですから、その病気の症状だけで組織するというのは非常に難しい組織なものですから、例えば今、熱心に今、活動されている方もいるのですけれども、それがなかなか個人情報、壁もあつたり、それで把握し切れないし、声も掛け切れないというようなこともあつて、それは我々も実は同じなものですから、それ以上はぜひ直接かかわっていただいている質問ありました保健所の管理の中というか、体制の中で、しっかりとそういう情報を広く発信しながら、やはり連携するということは非常に必要なものですから、連携ができる、まだ組織としてできなくても今、前段として個人でも参加しに行こう、呼びかけて参加していただいて、そしてそのネットワークの中に入っていただきながら、それぞれ部会の中の活動も含めて、より難病の皆さん方にもお力強く、そしてまた広く認識していただければ、本当にそれぞれの病気を抱えている人たちがより元気に希望を持って、そういう組織されたところでいろいろな情報交換だとか、コミュニティがしっかりとれるのではないかという、そんなことも我々も願っているわけでありまして、そのことについては御質問のとおり私ももしっかりそういう部分が早く、人数は別にしても組織がまずされて、しっかり対応ができればというふうに考えておりますので、その後についても、今、担当のほうもしっかり勉強させていただいて、努力させていただいておりますから、そういうことが早く実現できるような、それまでは個人でも参加いただきながら、しっかりとネットワークの中に入っていただく、こういうことで活動していきたいというふうに考えておりますので、決して、御質問ありましたように、やはりなんといっても個人情報という部分

もありますけれども、その部分も含めて連携がよりできるような、幅広くできるように、そのような関係機関との連携、また協議もしっかりしながら体制をとっていきたいと、こう思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 考え方といいますか、これは当たり前の考え方でございますので、そのとおりかと思ひます。

26年の質問に関連しまして、先ほどもお話ししましたように、26年の答弁も今と同じような内容でございました。そのときに町長の御答弁は法律の理念に基づき応援したいという内容でございます。今も同じような内容で御答弁いただいております。

前段、私の通告の前段でお話ししたように、昭和47年に要綱が制定されているということで、ながながと読み上げさせていただきましたが、そういう崇高な理念が国のほうで要綱して示されている分でございます

したがいまして、先ほどもお聞きしましたのですが、障がい者の方、難病の方々が集うような施設といいますか、そういう部分についてはどのようにお考えなのかということも聞かせていただきたいと思ひまして、先ほどお話ししたのですが、ちょっとその辺のお話がなかったものですから、その辺を再度お話をさせていただきたいということでございます。

それと、個人での参加ということでございますけれども、今、団体をつくろうとしている部分も私もあるやに聞いています。ぜひ、行政として持っているいろいろな情報といいますか、北海道、国の情報等々もあると思ひますので、その辺も最大限に困っている方々にその情報を提供していく、個人情報の高いハードルはございますけれども、その辺も何とかクリアしながら持っていくというような考え方、今、町長の御答弁もありましたけれども、その辺再度、2点について御確認させていただきたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 集う施設についての質問であります。以前も答弁させていただきましたが、いきなり施設をつくってそこで集うといつても、なかなかそうはいきませんので、まず器づくりの前にはきちっと組織をつくらなければなりませんから、それは今までのあるそれぞれ障がい者団体のいろいろなサロンだとか、集う場というのはそれぞれの組織の中で、いろいろ検討していただきながら、どういう方向がいいのかということを経営的にやはり決めながら、それぞれ自助努力も含めてなし得るものですから、そのためにはやはり先ほども御答弁させていただきましたけれども、少人数でも構いませんので、これだけ幅広いですから全部というわけにはいきませんが、少しずつでも構いませんか、そういう組織できて、その中でどのような方向で、どのような活動をしていくのかと、こういうことが一定方向がしっかりと定められるということがやはり一番大事なことでありますから、まずはその組織化で

きるかどうか、ここに向かってしっかり努力していく。それまでには、個人的に参加していただきながらネットワークだとか、またそれぞれ、サロン含めていろいろな活動している団体がありますから、総じてその障がい者団体と言われるものを含めて参加をいただきながら、それぞれの事情も含めてつぶさに、またお互いに理解をしていただきながら体制をとっていくということが大事ではないかなというふうに思っております。

また、それぞれの働きかけを含めて、我々の役割としては先ほど申し上げましたけれども、それぞれ生活支援などなど、また相談業務などなど含めて、やはりつぶさに対応しているものがありますから。これは、我が町もそうですけれども北海道も含めて、全体的に協議させていただきたいなというふうに思っています。

ことしもまた、本別で大きな、特に疾患の多い脊髄硬化症の大きな集会も予想されるということでもありますから、そういうことも一つ大きな弾みとして、少しでも理解を広めて、また組織も含めて、また家族のそういう理解も含めて組織化ができればと、本当にいいかなというふうに思いますので、それらについてもしっかり我々もサポートさせていただければなと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 非常に前向きといいますか、御答弁いただきました。

難病の質問については、今回2回目ということでございますけれども、十勝全体で、今、町長、難病と称されている方々が町長、御承知だと思うのですが、大体3,000人近くおられます。

当然、町村会長やっておりますので、本別町に集い、場所も今の御答弁の中にもありましたように、これからいろいろな部分で検討したい、サロンも使いながらというような御答弁かと思いましたがけれども、十勝の中で類似した病気の方々だとか、いろいろな方々がおられると思いますので、ぜひ、そういう部分で十勝全体で、これは25年の資料だと思いますけれども約2,900何がしですから3,000人弱の方々がいるいろいろな立場でお困りになったり、皆さんで集いながら頑張っているというところでございますので、ぜひ行政のトップの皆さんが集まった折に、そういうお話をいただければ一つの進み方になるのではないかと思いますので、その辺どのようにお考えなのか、結びにお聞きしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） もちろん町村会ですから、町村長の集まりですから、これらのものについてもみんな関心を持ってそれぞれ情報交換しながら対応していますし、また大きなスポーツ大会とか、そういうものを含めても町村会挙げて支援をさせていただきながら少しでもそれぞれの障がいを持たれている皆さん方の元気になればなということでサポートさせていただいていますから、それは私どもも同じ思いで町村会

の中で、町村長にもこの話をさせていただいていますし、またそれぞれ十勝にも多くの、疾患によっては集まりがあるのですが、例えばオストメイトの会だとか、肢体不自由児の会だとか、精神だとか、それから知的障がいなど含めて、そういう大きな疾患によってはあるのです。それらにほとんど参加をしながら、それぞれ必要なこの要請も受けながら、また私どももそれぞれお願いするところで何とか、そういう大きな十勝のくくりの中で、それぞれ町村の一つ一つの協議会や団体、また全体に集まって大きな力となったり、大きな支えとなる、そういうことをしっかり取り組んでおりますので、そういうことはこれからももちろん同じように体制をとっていくということでありますので、それぞれまたできればそういう組織はしっかりと立ち上がっていただきたい。

難病に関して言いますと、相当前から北海道難病連を含めて、もとはパンフレットが来て、それぞれいろいろな物販の購入だとか何とかの支援もたくさん来たり、例えば十勝的にも今、いろいろな活動されていますので、それらについても連携をとりながらしっかりやっていくということでありますから、その辺含めて変わりなく、それぞれ連携を取ってしっかり対応していくということでありますので、以上を申し上げて答弁とします。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一君。

4 番（大住啓一君） 続きまして、2 問目でございます。

職員の定数についてお伺いいたします。

本別町の職員定数は、条例上 288 人であり、本年 4 月 1 日現在の実数は 235 人です。現在も推進している行政改革により、相当数が削減されたものと認識していますが、現在の定数外職員の状況と今後の職員定数のあり方について考え方を伺いいたします。

1 点目といたしまして、現在の職員数は条例上の定数より、53 人少ない 235 人です。しかしながら、少ない職員を補うため、また職員が休暇のときの補充など、さまざまな形で定数外職員を配置しているものと認識しています。

定数外職員の人数と配置状況は、どのようになっているかお伺いいたします。

2 点目といたしまして、条例上の定数より少ない状況の中で、大災害が起きた場合、町民の皆さんの生命と財産を守る上で支障を来すことが懸念されます。

職員に対する指揮命令を含め、少ない職員構成の中でどのように対応するお考えかお伺いいたします。

3点目といたしまして、過去5年間で退職者と新規採用者はどのような相関関係になっているのか、また、長期休職者の人数と補充などの対処についてお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員2問目の職員の定数についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の定数外職員の人事と配置状況ですけれども、平成28年4月1日現在ですが、定数外職員につきまして少し細かく人数の報告をさせていただきたいと思えます。

まず、準職員は34名、嘱託職員は18名、パート職員及び代替職員を含む臨時職員であります、総体で168名となっております。

配置状況につきましては、準職員は保育士が7名、それから運転技術員が4名、介護士が10名、看護助手5名、調理員ですが、調理員は1名、それから栄養士が1名、介護支援専門員が1名、そのほか事務職5名となっております。

嘱託職員ですが、勇足、仙美里出張所に1名ずつ、ですから2名です。消防団の詰め所に1名、公務補などの施設の管理にかかわります業務には4名、調理員で5名、保健師で1名、看護師で1名、運転技術員で1名、事務職2名、そして教育アドバイザーとして1名で、嘱託職員が配置をされております。

その他、臨時職員につきましては主に看護業務、介護業務、保育業務、本町が所有しております施設管理にかかわる業務に多く配置をしております、また、一般事務補助員としては27名、その他の臨時職員が50名、パート職員が62名、代替職員が29名を配置しております。

いずれにいたしましても、複雑化、多様化する町民ニーズに対応するために業務の効率化を進めながら、迅速で的確な意志決定のできる組織体制を構築し、施策の推進のために必要に応じて正規職員及び臨時職員を配置しているところであります。

次、2点目の大災害が起きた場合の対応についての御質問ですが、本町では主に大規模の地震や大雨災害が想定されています。災害時には、各種の警報が発表された場合につきましては、その時点で防災担当者が登庁し、他の職員については町の防災マニュアルによりまして、大雨の場合は雨量やダムの放水量によって、また地震の場合につきましては震度のレベルによって役場へ登庁する関係課職員の範囲を定めております。

また、状況によりましては、災害対策本部を立ち上げて総務対策部、福祉対策部、建設水道対策部、産業対策部、医療対策部、文教対策部に各課が張りつけをし、マニュアルで定められた業務を行うこととしております。

御質問の大災害時の対応につきましては、災害対策本部の主導のもとに役場職員はもちろんですが、本別町の防災会議の機能を十分に生かしながら、消防、また消防団、

警察署や、場合によっては自衛隊にも応援要請をするなど、オール本別での対応が必要となってきます。

また、東日本大震災を初め、近年の大災害にもおわかりのとおり、災害時には共助と言われる地域内での町民同士の助け合いが人命を救うための重要な部分を占めておりますので、本町では現在、20自治会での自主防災組織が設立されておりますが、この組織が十分に機能できるように、年度内には各自治会を訪問させて、また連携をしっかりとりながら、自主防災組織のあり方について自治会の皆さんと連携を密にして、その場を設けて組織化の育成に努めてまいりたいと思っております。

3点目の過去5年間の退職者と新規採用者の状況についての御質問ですが、過去5年間の状況としては、退職者が27年度末までで81名、採用者が70名となっております。退職者が採用者を上回っている状況でありますけれども、各年度におきまして行政需要に対応できる職員配置をするために、業務の見直しを行いますとともに、また退職者の補充、事務事業の見直し、またスタッフ制の導入などを行いながら、この適切な人事管理をしているところであります。

なお、一般事務職員につきましては、退職分を補充しておりますが、看護業務、介護業務などの現業、また専門知識を必要とする職種につきましては常時募集をして、住民サービスの向上に努めています。

また、さらに嘱託職員などの定数外臨時職員としての協力もいただきながら、さまざまな行政需要に応じてできる体制を構築しているところであります。

今後必要な職員の確保に向けて努力をしてみたいと考えております。

また、長期休暇者の人数と補充等の対処についての御質問であります。平成28年4月1日現在では、長期休職者は2名となっております。現在、復職に向けてリハビリ勤務を実施するなど支援をしているところでありますが、職場における休職中の対応につきましては所属課においては業務分担の割り振りを行いながら負担が偏らないように配慮しますとともに、所属課及び総務課中心に復職後の業務内容などの協議を行い、休職者が安心して1日も早く業務に戻ることができるように対応をしていきたいと考えて、今、実行中であります。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 再質問をさせていただきますが、1点目のこの定数外職員の状況でございますけれども、町長のほうから細かく準職員が何名云々ということでお伺いしました。168名が定数外ということの数字のような答弁をいただきました。

28年の当初予算を調べてみますと、主立った科目では総務費だとか、老人福祉費、児童費、常設保育所費等々で調べてみますと、臨時賃金が約1億円ございます。その中で、代替賃金が770万円ほど、これは大まかなもので拾ってきましたので拾い漏れがあるかもしれませんし、若干の数字がくるってくるかもしれませんけれども、結

構な大きな金額になっているというふうに認識してございます。

私が定数について申し上げているのは、町長も今、御答弁ありましたように事務事業を見直したり、スタッフ制を用いたりして努力もしているということの内容でございますけれども、少なくすればいいというものではないし、多くすればいいというものでもないということでございます。

ただ、どうしても町民の皆さんのほうから見ますと、役場の机だけ見ますと、どうしても多いのではないかというような認識に立っているものと、私も思います。

したがいまして、今、御答弁にありましたように、こういう内容でこうなのだということを職員の皆様の中にでもいろいろな会議、課長等会議もあろうかと思えますけれども、その中で周知をしていただいて、条例の中での定数が280名ほど持っておりますので、それらをどうするかということではなくて、定数外職員が多いのはいかなものかと、これは23年1月総務常任委員会で所管事務してございます。そのときも結構な数字でございます。

それからそんなに変わらないということがございますので、どこかでやはり定数外職員はゼロにするということではなくて、きちっとした対応をしていったほうがいいのではないかと思います。

それと、大災害があってはならないことなのでございますけれども、職員だけでなく消防団、場合によっては自衛隊云々、これは当たり前の話でございますけれども、正職員が去年の決算委員会のお話の中で確認させていただいておりますけれども、町外から通勤している職員の方が17名おります。これは、先ほど答弁ありましたように、災害が起きた場合、対策本部をつくりましますけれども、これは道路だとか、医療だとか、いろいろな分野で分けられていると思えますけれども、その中で17名の職員が通勤しているということになれば、これは大きなウエートを占めていると思えます。

これらについて、災害の対応についてどのように考えているのかももう一度お聞かせ願いたいと思えます。

それと、5年間の退職者と採用者の相関関係でございますけれども、81名の方がいろいろな都合、定年等々で退職している、70名の方が新規採用ということでございます。10名ほど減じているということでございます。

これはいろいろな部分でいたし方ない部分もあろうかと思えますし、将来の人事構成等も考えての採用だと思えますので、私どもに人事配置等どうのこうのということではございませんけれども、こういうことで逆にいえば定数外職員が多くなっている要因の一つかもしれませんし、その辺をきちっとした形で精査をしていくべきではないかというふうに思っております。

それと、長期入院している職員の方が2名ということでございます。極めて残念なことでございますけれども、どうぞこの部分については個人の長期休暇になっている方々のことでございますから、町長以下、幹部職員の皆さんの中できちっとしたフォ

ローをしていくべきというふうに考えてございますので、2名ということでございますけれども、なるべくゼロにしていく部分が妥当な考え方でないかと思っておりますので、この点は申し添えておきたいと思えます。

以上、2点ほどについての答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきたいと思えますが、まずはなぜこういうような定数から見て大幅にというか、こんな人数が少ないのだということですが、御案内のとおりでありますけれども、平成12年ピークで財政構造改革でほとんど交付税も含めて相当数減額になっていまだ復活していない。

いつも例のやつが一般会計90億以上の一般会計、平成12年は100億でしたから、ちょっと特殊事情がありましたけれども90億以上が今は60億の前半ぐらいですから、ですから約3分の1ぐらい、その中でさあどうするというので、合併論議もいろいろあったりして、何とかここを乗り切ろうということで、本当にさらにまた今までは行政が大きなウエートを占めましたけれども、民間参入含めて、新しい公共という理念の中で、多くの人に携わっていただきながら、少しでも多くの人に携わっていただいて、やはり住民サービスを落とさないようにしっかり対応していくということも基本にやってきました。

おかげさまで、町民の皆さんに御協力いただいて、今、各種、その公共料金の見直しなど含めたり、また財政構造改革含めて相当数努力してきました。

正職員の見直しをしたのがちょうど平成20年です。20年見直したときは、現場のほうをしっかりと見ようということで病院だとか、やはり人を介する職場というのは定数が不足のままでは、これは仕事になりませんからしっかりと対応するというにしましたけれども、総体的な事務方の管理部門については、少しでも業務に支障のないように含めて、より多くの職種を担っていただくということでスタッフ制の導入など含めて、それぞれ多くの皆さん方の対応をさせていただきました。

さらに、正職員が退職して、あと補うのにはそのまま正職員ではない部分がありますから、できる限りそれでも臨時、パートだけでなく、準職員という形の中で待遇の見直しも含めて、その採用をさせていただいたり、また嘱託職員ということで少しでもその1年間安定した雇用ができるというような体制の中で、それぞれ工夫しながら少しでも多くの皆さん方に協力していただいて、その行政の推進に向かってきたというのが経過でありますから、それらを含めていきますと、国も毎年求めているのは交付税の算定では職員の定数の管理であります。特にうるさいのは。うるさいという言い方はありませんが、直に指導してくるのは管理であります。

ですから、いかに民間委託が多くなったか、職員の定数管理が少なくなってきたかということに非常にウエート占めて、その交付税の算定の率も相当かかわることを含めて、それぞれの自治体も苦慮しているわけではありますが、その中でも私どもは現場

から管理部門、全部持っている自治体ですから、なかなか国の示すようなことで、またどの部門も全部、民間に行くとは言いませんが、本当に町民の皆さん、民間の力もかりながら、結果的には町が責任持ってしっかりとそういう新しい公共の理念の中で仕事をしていただいているという形の中で、今の体制をとってきているところでありますので、その辺含め少しでもかかわる人数は少なくしないように臨時もパートもいますし、また準職員もいますし、嘱託職員もいますということで、多くの人方がかかわっていただきながら、それぞれ業務を担っていただいているという、そういう現状でありますので、この辺もぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

特に、この大災害のときの対応であります、17名が町外から通勤しているということではありますが、それは事情があって、どうしても確保できない看護師さんだとかというのは隣町、また隣町となりまして遠いですがけれども、残念ながら管理部門で通勤しているのは、まだ2名います。

その点も災害のときにはしっかりとまた、もちろん町内にいるのは当たり前ですから、それはしっかりマニュアルに沿っていますけれども、そういう面ではどうしても町内の在住でないということについては、それぞれ特殊というか、特殊技術の必要なところですから、管理部門について既に採用時点から町内に住むことを条件にしておりますので、もうこれからはそういう、もちろん災害含めて、いざというときに先頭になってその対策に奔走しなければならないという職員の使命ですから、それについてはやはり、これは意識も含めて、そのことを常に強く申し上げながら、それらを担っているということでもあります。

また、退職者の部分についてであります、休職者ですが決して入院しているということではないのですが、今、それぞれまだ症状が回復するまで少しずつ職場に数時間いて、職場の復帰のリハビリをしながら、今、復帰に向けてそれぞれ関係職員や関係課含めてリハビリをしながら対応しているところでありまして、間もなく復帰に向かって、また元気よく職場に戻ってくるのではないかなというふうに思っています。

常に、こういうような症状の病気含めて、本当に仲間内から出ないようにということで、各課にも既に職員とのコミュニケーション、またいろいろな交流など含めて、しっかりと元気に働き続ける職場をつくらうということで、今、全体の中で、常に確認をしながら対応させていただいております。

机を見ると職員の人数が多いのではないかとありますが、そのことは、職員が一番肌で感じているわけでありまして、非常に業務量が多くなってきた中で、住民は少なくなりながらも業務量というのは物すごく多くなってきているのは事実です。新しい国の政策だとか、新しい制度、仕組みので、どんどん仕事の量はふえています、それもスタッフ制などなど含めたり、また定数外職員の皆さん方の協力もいただきながら、また、自治会初め多くのその支援をいただく制度、また民生委員さん含めてですが、多くの関係団体、皆さん方に協力いただきながら業務の遂行を支障なく、

住民サービスを低下することなくやってきているというのも現実でありますので、それを含めて、また大災害のときは、もちろん今までも経験していますからわかると思いますが、もちろんそういう面では他団体、大きな団体ですね、自衛隊含めて協力いただくのは当たり前としながらも、まず管理部門の職員がしっかりとその任に当たる、それは防災、やはり経過があるわけですから、その中で常に訓練をしながら、また5年に1回は大規模の訓練を実施しながら、災害に備えていくということも含めて対応していますので、そういう意味では適正な職員管理の中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のほうから細かくお話を賜りました。

交付税が云々ということは理解できますし、定数管理ということも理解できます。職場というのは地方自治体、今、町長もおっしゃっておりますように職員数が減る中で、町民の方々のニーズ、また自治体間の競争などいろいろな部分がございます。職員の皆さんも大変な思いで仕事していると部分だと思えます。

今、一番大事なのは町長わかっていると思いますけれども、職場の活気といいますか明るさでございます。これは、上に立つ者がそういうことを率先してやっていくというのが筋でないかと思えますので、その辺ともう1点含めて御質問いたしますので、御答弁をいただきたいと思えます。

過去5年間で退職した職員の中で、昨年3月末に課長補佐が1人、定年前にやめております。9月30日に若い職員がやめてございます。これは住民課の同じ担当課でございます。私も職員にいた立場でございますから、半年間にわたって退職前の職員と入って数年しかたっていない職員が相次いで退職するというのは何か特別な理由があったのかなということを感じてございますけれども、その辺をどのようにお考えになっているのか、以上についてお尋ねいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 職場の活気ということですが、まさに職場の活気とか元気が一番ですから、ここはもちろんそのとおりでありまして、職場の活気、元気というのは特にここ数年間は人事が終わって4月の課長等会議の前に、それぞれ業務の政策はもちろんですけれども、職場の誰々、何々課の一連の方針として職場をどうやってみんな元気をとって、そして1年間働きやすい、元気のいい職場をつくるかという、そういう課の方針を出していただいて、それに沿ってそれぞれ仕事をしていただくということでありまして、そのことは常に課長等会議などの場でそのことを検証しながら、効果を出せるようにということをやっていますし、本当に不幸にして病気になって、今の質問ではありませんけれども、なってちょっと業務にも支障を来すようなことになってはやはり困りますので、それは本人の将来はもちろんですし、また、その住民の業務を担っている職場、仲間もそうでありまして、また住民にも直接間接的に

迷惑を掛けるということですから、そのことがないように孤立させないように、またそれぞれいろいろな部分で、我々が育ったときは先輩に一声掛けられて、いろいろなことをやった時代でしたけれども、今はそれぞれ個人的な、それぞれ趣味などなど含めても、それを生活環境のライフスタイルが変わってきているというのもありますから、そういうこともすっかり把握できるようにして、しっかりやっていかなければならないなというふうに思っています。

やめたという部分についても、この第2の質問であります。それぞれの自分の事業の、自分の生活スタイルもあるものですから、そういうことを含めてでありますけれども、私どもが把握しているというのは個人的に任意で、新しい仕事をしたい、ちょっと仕事でつまずいたなどなどがあってやめたという経過もありまして、元気よくやはり今、御質問にあるように働き続けるというのは大事なかと、そういうような条件環境をつくるために各課努力して、みんなでいくということでしたと思っています。

若い職員は、ちょっと副町長から答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 若い職員も退職しておりますけれども、一部、不適切事務が発覚をいたしまして、私どもかなり厳しい行政処分を行いました。

その後、家族も含めて退職をさせていただきたいという退職願いが出てまいりまして、私どもとしても受理をしたと、そういう状況になっております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 管理職は自己都合、若い職員は何か事件事故という今のお話なのか、ちょっと聞き取れなかった部分もあるので、再度、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 不適切な事務が発覚したということでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 不適切な事務ということになりますと、行政で不適切ということになりますと、町民の皆さんからいただいている税金が云々ということにまでなる不適切なのか、その辺、何というのでしょうか、公文書の発送が違っただとか、いろいろあると思いますけれども、その辺は去年の9月ということでございますので、1点だけ税金をいただいた公金に関係があるかないかだけ端的にお答え願いたい。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私どもが把握しているのは納税業務でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 納税業務ということになりますと、税金をいただいていると

ということですね。その窓口になろうと思いますが、そこで町民の方々からの納税をする、町民の方々の義務ですけれども、そのお金がどこかに紛失したとか、そういうことなのではないでしょうか。もうちょっと、我々にわかりやすく、ほかの議員もおられますので、傍聴の方もおられますので、大変重要な案件でございますから、その辺もうちょっとわかりやすく納税だとか、不適切だとかというのはそちらの言葉であって、わかりやすく今、どこかのワイドショーでやっている知事の答弁でございますけれども、きちっとした答弁をいただければと思いますが、その辺、再度、求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 徴収をされた税金でございますけれども、それから町民の皆さんから日直のほうに預けられた税金等が速やかに納付されなかったということで、そこに一定期間置いたということについて、私どもとしては処理そのものが不適切だということで処分対応したということでございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 私、通告した内容はこの内容でございますけれども、非常に大きな内容でございます。

徴収した税金が日直に云々というのはそちらの都合でございます、それがきちとなっていないということは、当然、去年の9月に退職したということは、その前にあったということだと思いますけれど、議会にそういう報告が一つもないということはいかがなものかと。これは、いずれかの日にこの定例会中、あしたまでありますけれども、町長、副町長なりが出向いてその旨、説明するという責任があると思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 事務的なミスであろうと、どうであろうと、やはり公金の取り扱いがスムーズにいったなかったということの判断ですから、これはやはり、そういう意味では、言ってみれば不適切なのか、本来はあってはならないことですから、それは御質問のとおり、どの場で報告するかは別にしまして、きちっとそういう事実というのはやはり報告すべきなことであろうと、（「あしたするかい」と発言する者あり）あしたするかいって、それは議員協議会が開かれるときにはしっかりと、その経過も含めて説明、報告はさせていただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 日にちはいずれにしても、あしたまで、明後日でもいいですけれども定例会、6月定例会ありますので、これだけ重要な案件が今出てきたものですから、これとのやりとりではなくて議員協議会なりできちっと説明していただくということで、再度確認させていただきませんが、いかがでしょうか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問のとおり、協議会の中でもしっかりと報告させていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 続きまして、3問目に移ります。

3問目の公用車の管理についてお伺いたします。

本別町が保有する公用車については、行政改革推進計画の中でもうたっているように、相当数が減っている状況と思いますが、現在の管理台数と運行上の管理体制はどのようになっていますか、また、将来の管理台数のあり方について考え方を伺いたします。

1点目といたしまして、現在、町が保有している公用車の台数と委託会社に貸し付けている台数について伺いたします。

2点目でございますけれども、公用車を管理している部局はどの部局で管理しているのか、また役場庁舎以外で使用している公用車のかぎの保管など、管理体制はどのようになっているのか伺いたします。

3点目といたしまして、町が管理している公用車において、1年間の燃料代と車検などの経常的な経費はどの程度なのか、また今定例会冒頭に報告がありましたが、交通事故に起因する損害賠償についても同様の案件が近年、何件か報告されております。

これらのことを鑑み、将来の適正な管理台数のあり方と職員に対する指導について考え方を伺いたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕大住議員3問目、公用車の管理についての答弁をさせていただきます。

1点目の本別町が保有している公用車の台数と委託会社に貸し付けしている台数についてですが、平成27年度末の現在の公用車の台数は90台であります。委託会社にそのうち貸し付けをしている車両については9台となっております。

2点目の公用車を管理している部局と役場庁舎以外での使用している公用車のかぎの保管などの管理体制についてですが、管理している部局につきましては役場庁舎内では建設水道課、農林課、住民課、企画振興課、総務課となっております。役場庁舎以外では教育委員会、保健福祉課、老人ホーム、国保病院でそれぞれ管理をしております。

公用車のかぎの管理につきましては、各管理部局で管理をしております。建設水道課におきましては各課共通で使用する公用車のかぎも管理しているところです。

また、かぎの管理方法につきましては、勤務時間中はかぎの見えるところで管理をしております。勤務終了後はキーボックスや事務室内のキャビネットの中に保管し、適切に管理をしているところです。

運行管理体制につきましては、各部局ごとに運転日誌によりまして使用の日時、目

的、運転者、距離などを記載し、報告するようにしておりまして、委託業者からもこれは日報により報告を受けております。

3番目の町が管理している公用車の年間の燃料代と車検などの経費、将来の適切な管理台数のあり方と、職員に対する指導についてですが、燃料代と車検の経費につきましては、平成27年度の決算見込みの燃料代であります。1,521万1,000円で、自賠責の保険など合わせました車検の費用であります。これは1,189万4,000円です。

将来の適切な管理台数と管理人の指導についての御質問ですが、管理台数につきましては第3次、第4次の行政改革推進委員会、推進計画の中で地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出の抑制効果と燃料使用量の削減を目標として、これまでに3台の普通乗用車タイプをハイブリッド車に転換しておりまして、また経常経費の削減の推進につきましては、普通乗用車タイプから主に市街地での利用目的として、軽自動車への更新を平成21年度に2台、平成24年度に1台行っておりまして、燃料代や車検などの経費削減を進めてきているところであります。

なお、公用車の台数につきましては、10年前の平成17年度の支払いベースは委託車も含めて100台ありましたが、平成27年度末の現在では委託車も含めて90台となって、10台の削減で率にしてちょうど1割の減車になっているところでもあります。

これらの状況を踏まえながら、将来の公用車両の管理台数につきましては、今後も公用車両の使用状況を勘案して適切な管理台数の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、最近の交通事故も含めた職員に対する指導におきましては、安全な運行管理意識と普段から向上的な車両の点検整備を行い、また気象条件もしっかりと把握しながら、確実にこの運行をできるように指導を行ってまいりたいと思います。

以上を申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく説明いただきました。

車両台数については90台、委託会社の9台については委託会社との話ですから別にいたしまして、90台あるということでございます。それと、管理している部局が建設から農林、企画、総務、役場庁舎以外はおのおのということでございます。

この部分については、ほとんど庁舎内、一つの課で集中していないで全部で管理しているということになるかと思いますが、私の認識というか、概念ではやはり少しでも経済的な公用車を運行するということになれば、やはり少ないぐらいの台数でやはり一つの課というか、全部が全部一つということになりませんか。そうけれども、どうしても競争といいますか、使うための伺いをとったときに重なり合うとか、そういうぐらいのことでないと、ちょっといかなものかなと思います。

車は当然、電気で走るのも今ありますけれども、燃料たいて走るものですから、その燃料はくどいようですけれども、これは町民の皆さんからいただいている税金でございますので、もう１リッターたりとも無駄にしないのだという考えでやっていただく、それにはやはり一つの課、全部はこれ不可能だと思いますけれども、一つの課で管理をし、台数も将来、町長がおっしゃったように将来的にはある程度、減じていく方向で向かっていくのが私は妥当でないかと思えますし、少なくすればいいということでないのをごさいますけれども、先ほどの職員定数で申しあげましたとおり、町民の皆さん方の生命と財産を預かるのが公務員の皆さんですから、それに使う手段として今、車はなくてはならないものでございます。それを一概にゼロにするとか、ゼロに近づけるということではなくて、適正な台数を適正な運行していくというような形で、町長みずからがトップダウンというのですか、その辺で支持していくべきでないかと思えますけれども、その辺を含めて考え方を伺いたしたいと思いますのと、燃料代と車検代で合わせて二千五、六百万でございます。これは多いか少ないは別にいたしまして、決算の折にでもお話は賜りますけれども、これについても少なくしていくような対策といたしますか、対応を講じていくべきでないかと思えますけれども、その辺含めて伺いたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 2回目の質問の答弁をさせていただきますが、御質問のとおりなるべく少なくしていくというのは、これはもう我々の努力としては当たり前だというふうに思うのですが、ただ、どうしてもこの部分だけは必要だというものについては、極力市街地区に主に使用するような物については、この小型化していくと、いってみれば軽にしておくということでやってみたり、またちょっと長距離走るようなものは今の燃費の少ないハイブリッドにするとか、こういうことでかなりまた努力させてもらっています。

更新の時期にそれは、そういうような方向と、また廃車にすることもかなり廃車にしてきましたので、少ないと言われればそうかもしれませんが、10台減にしていると。そのほかにまた寄贈された車も何台かありまして、それらも有効に使わせていただきながら、この適切な管理をしていきたいなと思っておりますし、逆に部署によってはそれぞれ出払ってなかなか車が使えないという部署も中には一、二カ所あるものですから、それらも含めて小型化の中で本当にコンパクトに対応できるように対応していきたいなと思えますし、管理については当然のこととして存じます。

燃料の削減など含めては、ことしは少し安くなりましたけれども、昨年まで非常に燃料も高騰しておりましたので、特に現場からの指示でうちの公用車、大型車両は特に暖機運転しないように、エンジン掛けっぱなしでなんていうことのないように、環境も含めて、また燃料節約含めて、そのようなことも指示徹底しながら対応しております。

また、現場の作業路に応じて車両の見直しをしっかりと進めて対応していきたいなと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

燃料のことについては、ちょっと担当のほうからどのような燃料の推移になっているか答弁させます。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 大住議員の車検、また燃料も含めた経費についての推移の答弁をさせていただきます。

経費の推移についての状況でございますが、車検等の経費につきましては台数の減により減額になってきております。町全体の車両の約8割近くの経費を動かしているのが建設水道課でございます、その分の燃料についての資料がありますので報告をさせていただきます。

その年により大雨や除雪による出勤回数により燃料代は大きく変わってくると思いますが、過去5年間における燃料代の推移につきましては平成23年から平成27年までの5年間におきましては一番多い年で単価の高かった平成24年度が1,783万6,000円です。一番少なかった年は単価の低い平成27年度で1,350万4,000円になっております。

過去5年間での平均は1,623万2,000円になっております。また、燃料の5年間の平均リッター数になりますが、ガソリンと軽油を合わせたリッター数は13万1,943リッターとなっております。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 課長の答弁含めて細かくいただきました。

町長にお尋ねしたいことがあります。先月5月23日、月曜日でございます。12時20分ごろ、町長みずから公用車を運転され、女子職員が同乗している公用車と私も議員が乗っている車が遭遇いたしました。どのようなことなのか詳細を説明いただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 私用車、公用車含めて職員を乗せて走ることもあります。

たまたま、その日は議員もちょうど視察に行った帰りですから、当然皆さんも承知していました。

ただ、私が急遽、自宅に戻る方面、用事で出掛けるときに急用な職員がいて、これからだったら昼休み間に合わないから片道ということで私が声を掛けて乗せていったというのが実態でありまして、かなりその話も恐縮がって、相当ショックも受けているというのが事実ですが、勤務時間中、私がそれぞれ公用車を運転したり、私用車を運転して人を乗せるということも当然あることでありますから、その辺も含めてしっかりと私どもは対応しているつもりでありますので、その辺もぜひ御理解いただけれ

ばと思います。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 職員がどうのこうのというのは、私もそういうことでは、ちょうど私も遭遇したものですからお聞きしているだけで、町長がみずから運転して、女性職員が急いでいるから公務の途中で云々というお話でございますけれども、それは考え方が全面的に違います、それは。公用車は、先ほど来から言っているように、担当課長から言いましたように年間一千何百万という燃料代をかけてやっている車を、町長だから運転して、場合によっては職員をどうのこうのということであれば、風邪引いた職員が病院行くのも町長が送っていくということになるのですよ、極論を言えば。そんなことはあってはならないことなのです。

その辺の自覚が足りないというか、その辺どのようにお考えなのか、私はちょっとそのときは唖然といたしましたけれども、議員が集まったときにでも御説明いただけるものかなと思っていたのですが、余りにもないものですからこういう場所での議論にさせていただいてございますけれども、先ほど来から話になっておりますように、公務で行くのであれば、あくまでも公務。そして町長車という車があるのであれば、この車は日産のセフィーロですから、町長がいつも利用している町長車と称する車ではございません。

したがって、町長がみずから運転して公務に行くということになれば、公務を行うということになれば、町長車と総務課付けの町長車運転手と称する職員の配置も考えた中で町長車を配置していくというべきまで考えるべきではないかと思うのですけれども、その辺の見解はどのようになっていますか。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 業務の中での運転業務というのは、公用車もありますし、私用車も使うこともありますから、御質問のように行くところ全部、遠いところは自分で運転しますが、極力職員も仕事持っていますから、間隙をぬってちょっとあそこ行くんだ、ここに行くということは、なるべく自分で行くようにしておりますので、それは公用車私用車問わずあります。

でも、やはりそういうところは指摘をいただければ、それはそのとおりかもしれませんが、そういうケースも中にはあるということも一つ理解をしていただきたいと思います。職員からもなるべく運転をするなということであるかと思えますから、その辺はしっかりと受けとめてしますが、ただ、それだけ職員の仕事を持つてのそれぞれ業務でありますから、緊急なとこ、特にここ出掛ける、ここ出掛けるときはそういうこともありますし、その管理している車というのは、そのセフィーロと110番の車ですから、それはいつも外に出ている使いやすいやつを急遽使うということもありますし、またそれ以外のときは私用車も使うということがありますから、その辺はぜひ御理解いただいて、その今、大事な税金云々の話もありますから、そういうことも

含めてしっかりと自分も十分にそういう誤解のないように、しっかりとした対応をしていくと、こういうことは自分にも戒めて、ただ、一つだけ、これ言いわけではありませんが、全部がドライバー付で動くということには業務時間にもならないということも、ここもぜひ理解していただいて、極力その御質問のような方法にはしっかりと対応していきたいなと、このように思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 考えはわからないわけではないです。歴代町長も私用車で朝早く畑だとか、道路の現場だとか見に行ったのを私もそれは理解できます。全部が全部、公用車で町長が後ろに乗っていくということにはならないということは理解はできます。

ただ、今回の案件については、町長が言いわけだとか何とかと言う前に、基本的な考えが違っているから私がこの場所で御質問させていただいているので、その点だけをきちっとした明解に言っていただければ済むことですので、その辺再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） そのような御指摘を受けるようなことはないようにしっかりと対応していくということは明確に申し上げたいと思います。

以上です。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君）〔登壇〕 議長のお許しがありましたので、1問につき一般質問を行いたいと思います。

本別町鳥獣被害防止計画の推進はということで伺いたいと思います。

国の定めた法の指針により、本別町鳥獣被害防止計画が策定されています。同計画については、北海道知事からエゾシカ、タヌキなどにかかわる有害鳥獣捕獲等の許可権限の移譲を受けていますが、計画のさらなる推進等について見解を伺いたいと思います。

国は、農林水産業にかかる被害防止のための施策を総合的、効果的に推進することを目指して、鳥獣被害防止特別措置法を定めています。その内容は、国、農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成し、その指針に即して市町村が被害防止計画を作成するもので、計画を定めた市町村に国は1、都道府県にかわって捕獲許可の権限移

譲、2、交付税拡充などの財政支援、3、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間単位は非常勤公務員とし、狩猟税の軽減措置が受けられますという3本柱でこの指針が成り立っております。

市町村は、単独、または共同して基本方針など、7項目を掲げた被害防止計画を作成して対応することとなっています。

そこで、本別町鳥獣被害防止計画、平成27年度作成した2次計画だと思いますが、これは国の基本指針をどのように受けとめ、計画を推進する考えで立てられたか伺いたいと思います。

また、捕獲の権限は市町村が都道府県知事から権限移譲を受けるとされていますが、町としての具体的な対応について見解を伺います。

二つ目ですが、町の有害鳥獣捕獲奨励金、エゾシカ1頭当たり3,500円などの額について見直す必要はないか伺います。

つけ加えますが、エゾシカに限らずクマ、あるいはキツネ、最近ではアライグマという話もあるのですが、いろいろな被害をもたらす鳥獣がいるのですが、今回はエゾシカに絞った中身でよろしいので、答弁をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の本別町鳥獣被害防止計画の推進の御質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の平成27年度作成の第2次の本別町鳥獣被害防止計画ですが、国の基本指針をどのように受けとめて計画推進するかについての質問であります。

本別町鳥獣被害防止計画は、平成21年度から鳥獣被害防止特措法に基づきまして、3年程度実施期間として作成をし、施策を実施するための国の基本的な指針に則して、本別町有害鳥獣被害防止対策協議会を設置しますとともに、鳥獣被害対策実施隊を設けて隊員の狩猟税の軽減や捕獲を推進とした被害防止対策の適切な遂行、交付税の財政支援によります国の施策を補完する事業の実施など、本町における実情に対応した防止対策を盛り込み、補助事業や国の措置を最大限活用できるように計画の作成並びに推進を図ってまいりました。

平成28年度から30年度までの3年計画であります。第2次本別町鳥獣被害防止計画につきましては、国の基本的な指針におきまして平成27年度に追加されました捕獲と対策強化に向けた鳥獣による住民の生命、人体、財産にかかわる被害事項としてライフル銃による捕獲などの実施と、所得制限についての実行などについて計画に盛り込み、さらなる被害防止対策の推進を図るための計画としています。

また、平成23年度からシカ柵の設置、一斉駆除などの事業が共同広域化の取り組みに対する補助対象となりましたことから、足寄と陸別と本町の3町で池北三町鳥獣被害防止計画を作成して、池北三町の鳥獣被害防止対策協議会を設置したところであ

ります。これらを連携して、これらも推進を図っていく体制をとっています。

次に、捕獲許可の権限移譲の御質問ですが、昭和62年度から地域の鳥獣の保護管理の円滑な実施に資する目的で、知事権限に属する鳥獣の捕獲許可事務が被害防止を目的とした場合にカラスやドバトの鳥類を初め、キツネやアライグマ、ネズミなどの許可対象鳥獣が市町村に北海道から事務移譲されてきました。

さらに、平成21年度からは、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、鳥獣被害防止計画に記載し、北海道と協議をすることで捕獲鳥獣の許可移譲が図られることになりまして、平成21年度からはここでエゾシカが入ってきました。

そして、26年度からはタヌキも追加をされて、計画に記載をし、地域の実情を踏まえました鳥獣捕獲許可が実施できる体制となったところであります。

2点目の町有害鳥獣捕獲奨励金の額について見直す必要がないかという御質問であります。現在ですが、捕獲の奨励金はエゾシカでの質問でありますから、1頭捕獲に対しましては町が3,500円、JA本別農協が3,000円ということで、また平成25年度から、これは鳥獣緊急捕獲対策事業で、鳥獣被害防止総合対策事業の緊急捕獲支援として国から8,000円の補助金が交付をされています。

今年度も国からの補助については継続されることとなりましたが、今後の補助の事業の推移を鑑みながら、補助金が廃止、減額された場合につきましては、猟友会の御意見や管内の奨励金額を調査する中で対応を検討してまいりたいというふうに考えています。

本町の農林業における鳥獣被害は多少、減少傾向にありますけれども、今後も各関係機関、団体との連携、また協力のもとで農林業被害防止に向けた対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 国の特措法に基づく町村の対応として、まさに国の指針どおりの対策計画がされているというふうに受けとめました。

そして、先ほど申し上げた三つのポイント、指針というふうに私、申し上げた中で、まず にかかると受けとめ方という意味にかかわりますけれども、都道府県にかわって権限を移譲されているということで先ほど町長からお話がありまして、有害鳥獣捕獲、エゾシカ捕獲の許可を与える責任というのは、間違いなくこれは町にあるというふうに思うわけですが、その現状の許可の工程というか、そういうのはどのような対応をされているのかということが1点です。

それから、狩猟法に基づく狩猟によるエゾシカの捕獲というのもこれから別にあって、その辺は猟友会の本当に本分になると思いますし、そういうことで取り組まれていると思うのですが、有害駆除ということになると、先ほど来申し上げているとおり、自治体の責任においてやらなければならないというふうに私は解釈している

のです。

ですから、文字通り、その許認可部分は町の本当に責任を持った対応、あるいはお願いするハンターの方々もそれぞれ職業を持っていらっしゃる方がほとんどだと思うのですが、そういう中で十分に対応していけるのかどうかということもあわせて、その許認可という部分は町の責任だというふうに思うのですが、その点について認識を伺いたいというふうに思います。

それから、先ほどの国が言っている三つのポイントの3番目で申し上げたのですが、いわゆる町村は鳥獣被害対策実施隊を設けて民間単位は非常勤公務員、これは一般的に解釈すると町の非常勤職員として雇うというか、設置することができるという法の定めのように私は解釈するのですが、そういうことをやっている町も管内にはあるというふうに聞いているわけなのですが、その辺についてどういう考えを持っているのか、私は設置すべきだという趣旨で申し上げているつもりですが、なぜそういうふうに言うかといいますと、先ほど申し上げたとおり本当にお世話になっている猟友会の皆さんは農家の人もかなりいらっしゃると思うし、街場のいろいろな仕事をやられている方もいらっしゃる、私もいっぱい知っていますけれども、職を持ってこの狩猟とあわせて有害駆除、エゾシカの駆除の対応をいただいているということで、本当にありがたいことだと思っています。

ただ、そういうことで負担も相当かかっているのだろうなというふうに思うわけです。ですから、それとあわせて町長もいつもおっしゃるように足がついていて自由に移動する相手ですから、例えば今、うちの畑にいるよと、そして何分後かでもういなくなる可能性もあるということで、簡単に言うと機敏な対応というか、速やかな対応ということがやはりこれは一つの大きなポイントになるというふうに思うわけです。

ですから、管内のある町では専門員というか、非常勤の公務員として雇っているかどうかのところまで、ちょっとそこまで調べていませんけれども、1名を常駐させているという趣旨の話も聞いております。

その対応の仕方はその町それぞれの考え方ですし、あるのですが、私はエゾシカという動物という相手のことを考えると、速やかな対応というのをどこまで生かせるかというのは、これは先ほど来、申し上げているとおり自治体の責任として、町の責任として対応すべき問題ではないかなというふうに思うわけです。

ですから、そうは言っても実際に狩猟免許なり、銃の免許なり持っていないと対応できないわけですから、当然、限られてくる中身だと思います。ただ、その辺の対応として専門的な方を非常勤という形でも町として雇うというか、設置するということは今後、必要ではないかというふうに思うわけですが、その点についてどのように受けとめているか伺いたいと思います。

それから、国では町村単独で計画を立てることもいいし、もちろん先ほど町長おっしゃったように3町で計画というか、協議会をつくって対応していくということで、

3町で対応しているということは、非常に町境関係ないですから、シカにしてみれば行きたいところに行くわけですから、行けるとところに行くわけですから、それはそのとおりだと思うので、そういうことであれば、これまでの議論の中でも捕獲頭数に町村に差もあると、密度の差も当然かかっていると思いますが、いずれにしてもそれぞれの町の利点というか、テクニク的なものも含めて交流し合いながら捕獲頭数をふやしていくとか、被害に応じた捕獲頭数、ひところは7,000万ぐらいの被害だったと思いますけれども、今、4,000万台だというふうに思いますけれども、そういう農林被害があるという中で、それをやはり少なくしていくというのも先ほど来、申し上げているように町村の役割なので、その3町の協議会の今後の方向性として、そういう経験交流とか、技術的な交流、そういうことも含めて相談しながら発展させていくという立場に立つべきだというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

に関して、捕獲奨励金の関係ですけれども、先ほど町長おっしゃったようにJA本別町がエゾシカ1頭につき3,000円、町として3,500円、それから先ほど町長、国とおっしゃったのですけれども、国から北海道に来て、北海道からだというふうに思います。1頭当たり8,000円ということで、それぞれ奨励金として支給されているということです。

特に、本別町の3,500円という奨励金、それから北海道から来ていると思うのですけれども、国とおっしゃいましたけれども、その部分の8,000円、これももちろん捕獲した個人に確実に奨励金が渡るといような事務的な対応をされていると思うのですけれども、その辺についてどうなっているのかということと、それからそれぞれ職業を持ちながらの有害駆除に対応されていると、同報無線など聞いていると年20回ぐらい有害駆除で出勤されているというふうに理解しているわけですが、時間的なものも含めて、これは大変な負担になっているのだらうなというふうに想像をするわけです。

そういう点では、今の少なくとも町としての奨励金の額がこれで適正なのだろうかというふうに思うわけですが、その辺についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、非常勤職員の採用についてまだまだちょっと実態を見たり、また駆除する体制だとか含めて、なかなか方向性が出ないのかなと思いますから、それらも少し時間が必要でないかなと思いますし、また、今、現状、いつも答弁していますけれども猟友会中心に駆除には勢力的に当たっていただいて、さらにまた個人的に狩猟の免許がしっかり持っていれば、そこはまたそこも協力していただく、また直接、有害含めて駆除できる契約している方々もいるということでもありますから、それは猟友会にかかわらず狩猟の免許を持っ

ていただければ、それは十分に対応していただくことであります。

また、駆除の回数、本当に本町は銃で撃てる地域というのは限られている、中でも非常に駆除の回数が多くて、今、御質問がありましたように相当数、駆除に出させていただいて、今時期から、春からずっと毎週日曜日ぐらいに出て行っていただけるような、そんな体制をとっていただいて、本当に御苦勞をいただいているのですが、それも3,000円、3,500円、8,000円ですから、8,000円は去年までは基金として北海道に積んできたのですが、ことしからは国が直接支払うということで、それで国という表現をさせていただきましたので、その辺もこれから変わっていくということでありまして、国も引き続きこの奨励金を出すとということになっておりますので、それはお伝えしたいなと思っております。

また、3町のそれぞれの協議ですけれども、技術交流だとか、いろいろ含めてなるほどなと思っていたのもたくさんありますし、かといってそれぞれ意思疎通がなかなかできない人たちが一斉駆除で、お互いに例えば狩猟に出掛けるとなったらちょっとハードルが高いのかなと、そんな気もしますし、同じ回数出ていたりしても、非常に私ども会長として決裁する立場ですから、非常に頭数は足寄、陸別は本当はかなり多いということですから、うちはこの狭い範囲の中でよく頑張ってください、ことしは223頭も駆除していただいて、数字のことは余り言いたくはありませんけれども、非常に頑張っているということのも事実でありまして、そのほか新しく、これはシカだけの質問ということですが、ライフル使うようになりましたし、また空気銃、これでドバトだとか、カラスだとか含めて、あとわなですね。わなもかなり効果的に仕掛ける技術にもよりますけれども、かなり優秀な捕獲をする技術の一つだということでありまして、それもまた狩猟免許を持っていないと止めを撃てませんので、何と言っても狩猟の許可免許を持っている人がいなければ成り立たないことですから、これらも含めてしっかりと対応していきたいと思っております。

また、奨励金の個人に入っているかということですが、これはいろいろな経過があったのですが、やはり公的にきちんと入るこのお金というのは、補助についてはやはり個人にきちっと渡りましょうと、そのほかについては会では会としてのやり方というのは、それまた別に問題がありまして、あくまでも行政側からお願いしたことについては、しっかりと個人に行き渡るようにしていきましょうと。それはもちろん経費もかかるわけですし、いろいろ狩猟に当たっての準備はいろいろということですから、それはしっかりと対応したいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、これら有害駆除というのがあって、この農林業被害が少しでも少なくなっているということでもありますから、今後ともこれらの対応も含めて、もちろんしっかりと、またその猟友会の皆さん、そしてまた狩猟免許を持っている皆さん方にもお願いしながら、さらにこの応急処置でありますから、抜本的な解決はやはり北海道が、国がしっかりと適正頭数、当初言われた20万頭近く、20数万頭ま

でということですから、今は少なくとも倍以上は間違いなく生息するということですから、環境のバランスなどなど含めてしっかりと、根本的に解決する方向の要請をしながら、しっかりと応急処置としてもさらに頑張っていくということをぜひ、私どもは常に忘れないで努力させていただきたいなと思っております。

以上です。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 先ほど伺った中で、聞き漏らしたかもしれませんが、有害駆除の許認可の権限は町村が持っているということで、具体的にはもちろんお願いする方は猟銃の免許は当然なければだめなわけだし、狩猟免許って先ほど町長も表現していますけれども、猟銃の免許以外にもそういうものが必要なのかどうか、私はちょっと詳しくはわかりませんが、いずれにしてもそういう有資格者に町としてきちんと、多分、農家や何かからシカが出たのだということは電話なりで来て、町がすぐそういう連絡をするような仕組みだというふうに機構図上もそうなっていると思うのですけれども、そういうことだと思うのです。

それで、有害駆除をお願いするに当たっては、今言った有資格以外の条件ということがハンターの方に町として要求することがあるのかどうか。私は一定の資格、狩猟等有害駆除の資格、猟銃免許等の資格があればお願いできるものというふうに解釈しているわけですが、それ以外の有資格にかかわる、町として選択をするような、そういう場面があるのかどうか。

実際、町として誰それをお願いしますというような対応をされているのかどうか、そうするとさっきも言ったようにそれぞれ職業を持っているわけですから、今シカが出ているから来てくださいと言っても、それはなかなか対応できないというのもそのとおりだと思うのです。

ですから、先ほど町長はまだちょっと時期尚早という趣旨含めておっしゃりましたが、特別公務員とするかどうかは別としても常時対応できるようすぐ行く隊みたいな組織を町としても持つ必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、その点について、許認可の状況と、それからすぐできる対応ということについての今後の考え方というか、見方ということについて伺いたいというふうに思います。

それから、本別の被害防止計画の機構図、後ろのほうにある機構図では、法で定めている鳥獣被害対策実施隊員というのと、イコール猟友会本別支部ということで、まさに実施隊員の任務を猟友会にもお願いをしていると、100パーセントお願いしているという機構図だというふうに私は思うわけです。

それで、そのときの実施隊員の任務としては現地の確認、被害状況の把握、巡回、追跡、捕獲ということで、先ほど来もくどいくらい言っていますけれども、手に職を生業を持っている方々が対応するというのは、これはなかなか大変なことだなという

ふうに私は理解するものですから、ここの鳥獣被害対策の実施隊という隊員というのは、町村として、町としてやはりそこを補完するような形で一定の任務付けというか、そういう組織づくりも今後考えていかなければならないのではないかとこのように思うわけですが、その許認可の流れと、実施隊員のことに伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 許認可の流れというか、許認可はそれは私どもが町のほうで要請をするので、それは間違いなく町のほうでの対応となるということでありますから、ただ、資格を持つというのはそれぞれ正規なそれぞれ講習も含めて、しっかり銃の狩猟の免許を持っていたら、あと要請は町のほうから行うということでありますから、実施隊については平成23年度に実は設置をしております、それは猟友会中心ということではありますが、必ずしも猟友会でなくても、先ほど言いましたように、今まではほとんどの方が猟友会に加入していただいておりますから、そういう体制の中で猟友会にお願いして、それぞれ必要な出動いただくということでありますから、その中でその全員の人を雇用するというのはいいのですけれども、そこからまた何人かというのは、これもまたちょっといろいろ組織的なものを含めて協議をしなければなりませんので、今まで協力していただいて、今度はそういうことになったから何人かだけ特にお願ひするなんていうことに、今の体制ではなかなか得ないのかなと思いますから、これらもう少し全体の中で協力隊がありますから、そこら辺で考えながらということで、なかなか御質問のことはちょっと難しい面もあるかなというふうに思いますので、もう少し猟友会を中心にして、また狩猟の認可を受けている人方に協力をいただいて、しっかり対応できる、そのことがこれからも可能かどうかということも含めて十分に協議をしながら、実態の把握に努めていきたいなというふうに思っています。

それぞれ積極的に有害に出て行ってくださる方もいますから、直接そういう被害の報告があったら出向いて行って、それぞれ適切な対応をするという方も何人かおられますので、それらも含めて全体的にこの体制について考えていかなければならないのかなというふうに思っていますし、また、その若い世代の人もそうですけれども、今度、銃だけでなく、さっき言ったようにわなですね、対応する人も非常に積極的に手を挙げてこの資格を取るという方もふえておりますので、そのようなことも含めて対応をしっかりしていきたいなというふうに思っています。

そういう意味で、御質問のこの許認可、資格の問題、そしてまた実施隊の問題については現状、平成23年に既に設置をされて今、それを中心に動いているということだけ報告させていただきたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今、最後のほうでわなの対応ということで、相当数、わな

でも前農林課長の最後のほうの答弁ですか、予算のときですが、わなでの捕獲もかなり有効だというような趣旨で発言をされていたので、ただ、最後の後始末はどうしても猟友会の方というか、有資格者にお願いをしないとできないことがほとんどだと思うのです。

ほとんどだというのは、自分でやる人もあるやに聞いていますけれども、それは猟銃以外という意味ですが、いずれにしてもそういうことも含めると、今回の質問の中でずっと言っているとおり、そのいかにして早急な対応ができるような体制をつくっていくかというのは、町の責任だというふうに思うのです。

ですから、いろいろ検討していくと、3町でのいろいろな協議なり話もこれからされるということだし、して来ていると思いますので、それはそれでそういう方向性ということではより機敏な対応というか、速やかな対応ができるようなよりよい体制というのを、やはりこれは自治体の責任、町村の責任として、可能性としてはいろいろ探っていく必要があるのではないかなというふうに私は思うわけですが、その点については最後に伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 何人でどうするかということも含めて、非常に難しいかなというふうに思うのです。

現状、なかなか協力体制がないという中で、また特別に人選をするというのはある程度、公募したりとかいろいろあるかもしれませんが、全体が協力していただいている中で、そのうちの何人かをそういう非常勤だけれども、特別公務員としての選任として採用して、そこに任を担ってもらうというのは非常にちょっと、今のイメージではなかなか難しいのかなという気はするのです。

ですから、その辺のことも含めて、全体の中でもう少し協議というのですか、実情をよく理解してもらいながら、そういうことが可能かどうか含めてまた、本当に、同じような答えしかありませんが、十分に検討して、そういうことが可能で、よし、それだったらみんなで協力する、何とかということになれば、やはり何といても全体の協力を得られなかったらならないということですから、そういうことも含めてぜひ協議をさせていただきながら、できる方法がどういうことなのかということも含めて、十分に検討してまいりたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 済みません、最後と言いながらのほうで、ちょっと明確に伺っていないように思いますので、どういうお金が、どういうところから来て、個人に渡されているかという説明はいただきましたので、その金額も了解をしたところですが、先ほど言ったように、先ほど来申し上げているように手に職、專業を

持っていて、それで1頭を捕獲するのにどの程度の時間がかかるか、距離にももちろんよりますけれども、一定の時間と手間暇等かけながら、最後には農家の方も協力してくれるというふうに聞いてはおりますけれども、その処理ということも含めて、相当な時間と手間暇がかかるというふうに思っております。

そういう中で、道や今、国ということですが、そういう奨励金を設けて対応してきていると、それは国も深刻な問題だというふうに受けとめているのは間違いないというふうに思うのですけれども、そういうようなことを含めて考えたときに、町村として、今、シカで言えば3,500円という金額なのですけれども、この辺の見直し議論というのはされているのかどうなのか、現時点でどう考えているのか伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 実は8,000円の部分、国から北海道に基金を積んで、そこからの支出ということでしたから、これ時限的な処置でしたから、これがなくなったときどうするという、もちろんそういう議論もしてきました。

とにかくここを継続して実施していただくように要請をしようということで要請を続けて、今度は直接、この国から補助が来るということになりましたから、言うなれば今までと同じくこの8,000プラス、3,500円の3,000円ということで、それぞれ対応できるということになりましたので、その部分については見直しというのはありませんが、それが今の体制が変わるとなると、やはりそれは協議というか。検討しなければならないといふふうに思っているのです。

他町村との比較もそうですけれども、非常にばらつきはあるのですけれども、そんなにそんなに極端に低いだとかではないので、協力していただいている方もその分については、そういうのに意見は出されていないということもありますから、そこら辺が経費など含めて、やはりなかなかこれではということのようなことがあったり、今の8,000円、3,500円、3,000円の体制が変わるとなったら、そのときにはやはりしっかりと、また協議して、本当に負担のないように、出役すれば出役していただいた人たちに利益までいかないかもしれませんが、そういう過度な負担のないような、そういう補助体制はとっていかなければならないなというふうに思っていますので、その辺についてはざくばらんにというか、本当にそれぞれ現場の皆さん方としっかりと協議して、より出勤していただける環境をつくっていきたいなというふうに思います。

以上であります。

10番（阿保静夫君） 終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2時20分）

平成28年本別町議会第2回定例会会議録(第3号)

平成28年6月15日(水曜日) 午前10時15分開議

議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 47号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 48号 | 本別町立へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 49号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第 50号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第 5 | 同意第 1号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 発議第 2号 | 本別町議会基本条例の制定について |
| 日程第 7 | 発議第 3号 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 発議第 4号 | 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 発議第 5号 | 本別町議会会議規則の一部改正について |
| 日程第 10 | 発議第 6号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 意見書案第 3号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書 |
| 日程第 12 | 意見書案第 4号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第 13 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件(広報広聴常任委員会) |
| 日程第 14 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書) |
| 日程第 15 | | 議員派遣の件 |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 47号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 48号 | 本別町立へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 49号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |

日程第 4	議案第 50号	辺地総合整備計画について
日程第 5	同意第 1号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第 6	発議第 2号	本別町議会基本条例の制定について
日程第 7	発議第 3号	議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について
日程第 8	発議第 4号	議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正について
日程第 9	発議第 5号	本別町議会会議規則の一部改正について
日程第 10	発議第 6号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷲 巢 正 樹 君

総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前 10 時 15 分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 47 号

議長（方川一郎君） 日程第 1 議案第 47 号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 議案第 47 号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の段階的無償化に向けた国の規定が改正されたことに伴い、本別町における幼稚園及び常設保育所に通う子どもにかかる利用者負担額の軽減をはかるため、改正するものであります。

この条例では、まず 1 つ目として、年収約 360 万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第 2 子を半額、第 3 子以降を無償化する改正であります。従来の多子世帯における年齢の上限とは、保育所で言いますと同時入所、0 歳から 5 歳までの同時入所。幼稚園で言いますと、年少さんから小 3 までの、それぞれ 6 年間の期限を撤廃することとなります。

2 つ目として、年収 360 万円未満相当のひとり親世帯について、第 1 子は現行の半額、第 2 子以上を無償化する改正であります。従来のひとり親世帯における軽減というのは、第 1 子は 1,000 円の引き下げをしております。第 2 子以上は、第 1 子の半額としております。

それでは、改正条文を朗読し、説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例（平成 27 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）」を、「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）」に改める。

別表備考第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該世帯の所得割の額が77,101円未満（保育標準時間認定又は保育短時間認定の表の適用を受ける世帯については57,700円未満）であるときは、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを3人以上扶養している場合においては」とあるのは「特定被監護者等が複数人いる場合においては」と読み替えるものとする。

別表備考第5項に後段として次のように加える。

この場合において、当該世帯の所得割の額が77,101円未満であるときは、「満3歳から学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第3学年までに在籍する子どもが複数人いる場合は」とあるのは「特定被監護者等が複数人いる場合は」と読み替えるものとする。

別表備考第6項に後段として次のように加える。

この場合において、当該世帯の所得割の額が57,700円未満であるときは、「小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）及び特例保育を受けている場合は」とあるのは「特定被監護者等が複数人いる場合は」と読み替えるものとする。

別表備考第7項中「、第3階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の支給認定子どもにかかる利用者負担額は、当該階層の徴収額から1,000円を控除した額とする」を「、第3階層以上と認定された世帯のうち当該世帯の所得割の額が77,101円未満、かつ、次の各号に掲げる世帯であるときは、当該世帯で最年長である支給認定子どもにかかる利用者負担額は、同表に掲げる当該階層の徴収額から1,000円を控除した額の2分の1に相当する額とし、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い支給認定子どもにかかる利用者負担額は、0円とする」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第47号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第48号

議長(方川一郎君) 日程第2 議案第48号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

子ども未来課長(大橋堅次君) 議案第48号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、今ほど議決をいただきました、議案第47号と同様な改正をへき地保育所に適用するものであります。低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の段階的無償化に向けた国の規定が改正されたことに伴い、本別町におけるへき地保育所に通う子どもにかかる利用者負担の軽減をはかるため、改正するものです。

この条例では、1つ目として、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償化する改正であります。

2つ目として、年収360万円未満相当のひとり親世帯について、第1子は現行の半額、第2子以上を無償化する改正であります。

それでは、改正条文を朗読し、説明させていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例(昭和40年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表備考第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該世帯の所得割の額が77,101円未満(保育標準時間認定又は保育短時間認定の表の適用を受ける世帯については57,700円未満)であるときは、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を3人以上扶養している場合においては」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に定める特定被監護者等(以下「特定被監護者等」という。)が複数人いる場合においては」と読み替えるものとする。

別表備考第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該世帯の所得割の額が77,101円未満（第4条第1項第1号及び第2号に規定する小学校就学前子どもの世帯については57,700円未満）であるときは、「小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）及び法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けている場合は」とあるのは「特定被監護者等が複数人いる場合は」と読み替えるものとする。

別表備考第5項中「、第3階層と認定された世帯のうち次の各号に掲げる世帯の児童にかかる保育料徴収月額、当該階層に掲げる額から1,000円を控除した額とする」を「、第3階層以上と認定された世帯のうち当該世帯の所得割の額が77,101円未満、かつ、次の各号に掲げる世帯であるときは、当該世帯で最年長である児童にかかる保育料徴収月額は、同表に掲げる当該階層の徴収額から1,000円を控除した額の2分の1に相当する額とし、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い児童にかかる保育料徴収月額は、0円とする」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） へき地保育所の条例改正の中で、1点だけ確認させていただきます。

へき地保育所は今、勇足、仙美里は2歳以上の方々ということになってございますが、2番目、3番目というような条例上の文言が出てきております。将来的に、2歳以上を撤廃して0歳からとなったときに、これはこのままでいくのか、直さなくてもいい部分もあると思いますけれども、その辺の考え方だけお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 大住議員から、へき地保育所の場合、年齢を今、2歳から5歳までの、2、3、4、5、4年間の通所をしております。現在2歳から5歳までで4年間なのですが、今回、常設保育所の場合は0歳から5歳までで、6年間になっております。今、質問の中で、へき地保育所がもし0歳から5歳まで6年間になった場合どうなるのかということなのですが、当然へき地とまちのほうの保育料の軽減は同じと考えておりますので、そのように、へき地保育所が0歳、1歳も受けるとなったときは、同じような改正を提案していくと思います。以上であります。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。
これで、討論を終わります。

これから、議案第48号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第49号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第49号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体に、北空知学校給食組合が既に解散脱退しており、また、別表の組織団体間空白表記及び字句の整備等、北海道市町村職員退職手当組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。

これに伴いまして、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては、北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

以上の改正につきましては、字句等の表現の整備となっておりますので、内容の変更はございません。

別表を次のように改める。

この別表ですが、1点目の改正は、北空知学校給食組合を削除すること。2点目は、今まで市町村との間を空白でありましたが、それを読点、点で結んだことによる改正。3点目は、市町村と一部事務組合及び広域連合と分けて表現したことになっております。その他構成団体の変更はございませんので、別表の朗読は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして、附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第49号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第49号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第50号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第50号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町西美里別辺地は、平成27年度で計画期間が終了したことから、今期平成28年度から平成32年度までの5カ年計画を新たに策定し、道との協議中のところ、5月10日付けで知事との協議が整いましたので提案するものでございます。

それでは、議案第50号の次ページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。
本別町西美里別辺地。

1の 辺地の概況は説明を省略させていただきます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情であります。次のページの別紙の記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、(1)の 道路、負簞西4線道路道路改良舗装、延長3,600メートルは、道道勇足本別停車場線及び道道美里別本別停車場線まで繋がる主要幹線道路である負簞西4線道路の舗装工事で、計画年度は平成28年度から32年度までであります。

次の(2)の道路、橋梁長寿命化補修事業は、平成24年12月に策定しました、本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修を行うことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全、安心な道路網の確保をするものであります。

(3)の通学施設は、美里別西線のスクールバス1台を本計画中に更新を図る計画であります。

次に、戻りまして、3の公共的施設の整備計画であります。施設名の道路でございますが、2事業ありまして、1つ目は負簞西4線道路道路改良舗装事業で、事業主体は本別町、事業費は5億円、辺地対策事業債の予定額は1億7,500万円でございます。

もう1つの1事業は、橋梁長寿命化補修事業で、事業主体は本別町、事業費は7,800万円、辺地対策事業債の予定額は2,480万円、合わせて事業費5億7,800万円、辺地対策事業債の予定額、1億9,980万円でございます。

次の通学施設については、スクールバス1台の更新を図るもので、事業主体は本別町、事業費は2,100万円、辺地対策事業債の予定額は1,720万円でございます。

合計事業費は5億9,900万円、特定財源3億7,947万円、一般財源2億1,953万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2億1,700万円とする内容でございます。

以上、議案第50号辺地総合整備計画の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第50号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第1号

議長(方川一郎君) 日程第5 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成28年6月24日をもって任期満了となります、本別町固定資産評価審査委員会委員につきましては、本別町 にお住まいの さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任を致したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。

御同意いただきますように、よろしく願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立多数です。お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに決定されました。

日程第 6 発議 2 号

議長（方川一郎君） 日程第 6 発議第 2 号本別町議会基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 発議第 2 号本別町議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

議会基本条例案の提案理由の説明を申し上げます。

地方分権の進展により、地方自治体の自主的な決定と責任が求められる中、二元代表制の一翼を担う議会の役割や責任は、以前にも増して、重要になってきていると思われま

す。本別町議会は、町民の皆さんに開かれた参加の場を確保し、多様な町民の皆さんの意思を反映させるべく、議論を通じ、最良の意思決定を導く使命を果たしていく為、議員の責務を明らかにし、議会運営のルールをこの条例に定め、実践することにより、町民の皆さんに信頼される議会づくりを目指すため、17 条からなるこの条例を制定するものであります。

議会基本条例案の策定につきましては、平成 24 年度以降、議会運営委員会が中心となり、議会改革・活性化の取り組み先進地へ出向き、研修や視察などを行ってきました。

この間、議会の改革・活性化の取組項目等を洗い出しながら議論を重ね、最終的には 24 項目について、議会運営委員会、議員協議会において検討し、議会独自の基本条例が必要であるとの結論に達したところであります。

平成 24 年 3 月以降、議会運営委員会を 44 回、議員協議会を 22 回、合わせて 66 回開催し、町民の皆さまに御理解をいただけるよう、身の丈に合った議会基本条例の策定に向けた取り組みを進めてまいりました。

以上によりまして、本日、ここに本別町議会基本条例の制定を提案するものであります。

ここで、条文を読み上げ提案とさせていただきます。なお、括弧書の朗読については省略をさせていただきます。

本別町議会基本条例。

前文。

本別町議会（以下「議会」という。）は、町民から直接選挙で選ばれた議員により構成され、同じく町民から選挙で選ばれた本別町長（以下「町長」という。）とともに、二元代表制の機関であることを自覚し、その役割を果たします。

議会は持てる機能を十分に駆使し、町民憲章の示す基本理念を受け、自治体政策の立案、決定、執行、評価における論点を広く明らかにする責務を有しています。

議会は、町民に開かれた参加の場を確保し、多様な町民の意思を反映させる為に議論を通じて、最良の意思決定を導く使命が課せられています。

議会は積極的な情報の公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、議会運営のルールをこの条例に定め、実践することにより、町民の皆さんにより信頼される議会づくりを目指します。

本町においては、恵まれた自然と土地を活用した農林業が展開され、安全・安心で良質な食料の安定的な生産・供給及び地域を支える商工業の発展とともに町民の生活の向上を目指した、地域経済の基盤を形成しています。

これらを踏まえて、議会は町民との協働を基本に豊かな地域社会づくりに向けて、この条例を定めます。

目的。

第1条、この条例は、町民とともに歩む使命感と活力ある議会を目指し、地方分権時代にふさわしい議会運営及び議員の活動に関する基本事項を定めることにより、自治に基づく町民の負託にこたえ、もって町民が安心して生活ができる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

議会及び議員の責務。

第2条、議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会の運営し、町民を代表する自由討議を重視した議決機関として、町民に対する責任を果たします。

議会の運営原則。

第3条、議会は、町民を代表する議事・議決機関であることの自覚を持ち、公正性、透明性及び信頼性を重視し、開かれた議会運営をします。

2項、議会は、議員と町長、執行機関の長及びその委任を受けた者（以下「町長等」という。）との議論を通じて、町民に分かりやすい議会運営をします。

議員の活動原則。

第4条、議員は、個別的事案への対応だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。

2項、議員は、議会が自由討議を重視した議決機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互の自由討議を推進します。

3項、議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、町民の代表としてふさわしい活動を行うため、自己研鑽を図り政策水準を高めます。

町民と議会との関係。

第5条、議会は、情報公開に努め、議会の議決及び運営について、その経緯や理由等を町民に説明する責任を果たします。

2項、議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会、議員協議会など全ての会議を原則

公開とします。

3 項、議会は、本会議及び常任委員会の審議に用いる議案を支障のない範囲で傍聴者に提供します。

4 項、議会は、議会活動に関する報告会・懇談会を年 1 回以上開催します。

5 項、議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、議会の討議に反映するよう努めます。

6 項、議会は、請願及び陳情等を町民による政策提案と位置づけ、その審議及び調査に当たっては、必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けます。

町長等と議会及び議員の関係。

第 6 条、本会議における一般質問は、一問一答の方式で行います。

2 項、議長から会議への出席を要請された町長等は、論点を明確にするため議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑並びに提案内容に対して、反問することができます。

3 項、前項の反問については、別に定めます。

町長による政策等の形成過程の説明。

第 7 条、議会は、町長が提案する計画、事業等については、必要に応じて次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう説明を求めます。

1 号、政策等を必要とする背景に関すること。

2 号、提案に至るまでの経緯に関すること。

3 号、総合計画との整合性に関すること。

4 号、財政措置状況に関すること。

2 項、議会は、前項の提案を審議するに当たっては、立案・執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価について調査・審議することに努めます。

議決事項の拡大。

第 8 条、議会は、町政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等執行機関が町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を追加します。

2 項、前項の議決すべき事件については、別に条例で定めます。

自由討議による合意形成。

第 9 条、議会は、議員による討論の場でもあることを認識し、議長は議員相互間の討議を中心とした運営に努めます。

2 項、議会は、本会議及び委員会において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに町民への説明責任を十分に果たします。

3 項、議員は、議員相互間の自由な討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言等を積極的に行うよう努めます。

委員会等の活動及び議員協議会の運営。

第 10 条、議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会等」という。）を設置して、所管事務及び付託事件の審査・調査の充実を図り、議会機能を拡充します。

2 項、委員会等は、前項の審査・調査及び町政の課題に適切かつ迅速に対応します。

3 項、議会は、委員会等のほか、議会運営調整及び町長等の政策課題の審査に迅速に対応するため議員協議会を設置し、議員間の自由な討議を行い議会運営の充実を図ります。

議会事務局の充実。

第 11 条、議会は、議員の政策形成及び政策提案を補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めます。

2 項、議会は、行政から独立した機関としての議会事務局機能の向上に努めます。

議員研修の充実。

第 12 条、議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上に資する研修の充実強化を図ります。

2 項、議会は、議員研修の充実、強化に当たり、他市町村の先進事例について調査研究します。

議会広報及び広聴の充実。

第 13 条、議会は、議会、委員会等の審議内容及び議員研修活動内容等について、町民へ定期的に情報を発信します。

2 項、議会は、町政に係る重要な情報をすみやかに公表するとともに、町民からの意見・要望等を聴取し、その内容及び対応について情報を提供します。

3 項、議会は、情報技術の発達をふまえ、様々な広報手段を活用します。

4 項、議会は、議会モニター制度を設けることができます。

5 項、前項に関し、必要な事項は、議長が別に定めます。

議員定数及び報酬。

第 14 条、議員定数及び議員報酬は、別に条例で定めます。

2 項、議員定数及び報酬の改正に当たっては、町政の課題、将来の展望等を踏まえ総合的に検討するとともに、町民の多様な意見を十分に考慮します。

3 項、議員の定数に関する条例改正は、議員が提案するよう努めるものとし、その理由について説明責任を果たします。

4 項、議員報酬の改正は、本別町特別職報酬等審議会の答申を尊重するほか、議員が提案する場合は、改正理由を付して提出します。

議員の政治倫理。

第 15 条、議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づ

く影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動します。

2項、政治倫理に関する規律の基本となる事項は、別に定めます。

最高規範性。

第16条、この条例は、議会の運営と活動における最高規範であって、議会は同条例の趣旨に反する議会の条例、規則等の制定は行いません。

見直し手続。

第17条、議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検証します。

2項、議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。議員各位の御賛同を、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第2号本別町議会基本条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号本別町議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第3号

議長（方川一郎君） 日程第7 発議第3号議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 発議第3号議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由の説明を申し上げます。

議会改革・活性化に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決項目について協議を行いました結果、町政運営の指針となる主要な計画である本別町総合計画のうち、基本計画を追加するため提案するものであります。

それでは、改正条文を読み上げまして説明とさせていただきます。

議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成24年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「基本構想」の次に「及び基本計画」を追加する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第3号議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第4号

議長（方川一郎君） 日程第8 発議第4号議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長（小笠原良美君）〔登壇〕 発議第4号議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案の理由を申し上げます。

議会の改革・活性化に資するため本条例の協議を行いました結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号に規定する議会の議決を必要とする財産の取得又は処分にかかる価格について、市街地の路線価格が平成3年当時と比較すると半分以下に下落しておりますことや、十勝管内町村の状況は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分については、700万円から1,500万円と定めている町村が主でありますので、今回改正提案をするものでございます。

改正条文を読み上げ、提案とさせていただきます。なお、括弧書の朗読は省略をさせていただきます。

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「3,000万円」を「1,500万円」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。議員各位の御賛同を、よろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第4号議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する

る条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第5号

議長（方川一郎君） 日程第9 発議第5号本別町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営副委員長山西二三夫君、御登壇ください。

議会運営副委員長（山西二三夫君）〔登壇〕 発議第5号本別町議会会議規則の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案の理由を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、出産の場合の欠席届についてを規定、また、議会改革・活性化に資するため関係条文の追加等をするための提案であります。

それでは、改正の条例を読み上げさせていただきます、説明とさせていただきます。括弧書は省略とさせていただきます。

本別町議会会議規則の一部を改正する規則。

本別町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第55条に次の1項を加える。

2項、質疑において反問を受け、議員が回答するため発言したときは、当該発言は、質疑の回数には数えないものとする。

第64条中「議員は」を「発言した議員及び町長その他の関係機関は」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。議員各位の御賛同を、よろしくお願い致します。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第5号本別町議会会議規則の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号本別町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第6号

議長(方川一郎君) 日程第10 発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営副委員長山西二三夫君、御登壇ください。

議会運営副委員長(山西二三夫君)[登壇] 発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案の理由を説明をさせていただきます。

本別町議会会議規則の改正に伴い、その議員活動ができない期間を本条例第2条の2第1項に定める議員報酬の減額対象となる期間から除外させるための提案であります。

それでは、改正条文を説明させていただきます。なお、括弧書は省略させていただきます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「第2項」を削り、同条第3項中「公務災害及び」の次に「出産並びに」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩宣告（午前 11時15分）

再開宣告（午後 3時59分）

散会宣告

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで散会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時59分）

平成28年本別町議会第2回定例会会議録(第4号)

平成28年6月16日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第 1		行政報告
日程第 2	議案第51号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第 3	議案第52号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)について
日程第 4	発議第7号	収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 5	意見書案第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 6	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 7		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件(広報広聴常任委員会)
日程第 8		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書)
日程第 9		議員派遣の件

会議に付した事件

日程第 1		行政報告
日程第 2	議案第51号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第 3	議案第52号	平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)について
日程第 4	発議第7号	収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 5	意見書案第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 6	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第 7		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件(広報広聴常任委員会)
日程第 8		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件(閉会中の継続調査申出書)
日程第 9		議員派遣の件

出席議員（12名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	林武君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	9番	高橋利勝君		10番	阿保静夫君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹君	総務担当副主査	塚谷直人君
------	-------	---------	-------

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第1 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 今回の議会での一般質問でも御質問いただき、また、新聞社において報道されております、町税の不適切処理についての行政報告をさせていただきます。

今回の定例会で御質問いただきました、また、新聞においても報道されております、町税の不適切処理につきまして御報告をさせていただきます。

この度の不適切な処理件数につきましては2件であり、いずれも、当時納税業務を担当していた職員であります。

1件目につきましては、平成23年3月に徴収に訪問した際、お預かりいたしました税金12万3,000円を、2件目につきましては、平成27年4月から7月にかけて徴収に訪問しお預かりした分や日直においてお預かりした分、窓口でお預かりした分、15件38万7,487円を、本来あってはならない、ずさんな事務処理をしていたものであります。

このような不適切な処理をしておりました2人の職員に対しましては、それぞれ懲戒処分をしております。その後、2人とも自主退職をしております。

再発防止の対応策といたしましては、徴収や納税相談などは必ず2人以上の体制で行い、収納処理につきましても処理後、複数の職員で確認を行うなど、今後このようなことが二度と起きないように、職員に対して徹底した指導をしているところでもあります。

町民の皆様の大変な税金を預かる立場の職員が不適切な処理を行い、町民の皆様並びに議会への報告が遅れてしまうなど、信頼を裏切ってしまったことに対しまして、管理監督における最高責任者である私の責任を痛感しておりますと共に、議会並びに住民の皆様には、この場を借りて深くお詫びをいたします。

なお、今定例会の追加議案といたしまして、私及び副町長の給料の減額に係る条例制定及び予算案を提出をしておりますので、議員各位の御審議、さらに御理解をお願いいたしまして行政報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第2 議案第51号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第51号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第51号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、この度一般質問での指摘事項及び新聞の報道によります、町税の不適切な処理に対し、町民の皆様、議員の皆様にも多大な迷惑を掛け、町政に不信感を持たせたことにより、町長及び副町長の給料を減額支給するにあたり、条例制定が必要となったため提案するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

特別職の給料の減額支給に関する条例。

給料の額。

第1条、特別職の給料の月額、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第34号）第4条の規定にかかわらず、別表（1）に掲げる町長の給料月額30パーセントの額、副町長の給料月額10パーセントの額をそれぞれ減じた額とする。

支給の期間。

第2条、前条の規定により給料を支給する期間は、平成28年7月1日から同年9月30日までとする。

町長の給料を30パーセント、副町長の給料を10パーセント、それぞれ減額するもので、7月から9月までの3カ月間とするものであります。

附則。

第1項、この条例は、平成28年7月1日から施行する。

第2項、この条例は、平成28年9月30日限り、その効力を失う。

以上、議案第51号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 今、給料の減額の条例制定ですか、議案が出てまいりました。昨日の議員協議会等々でも協議をさせていただいてございます。町長の行政報告にありましたとおり、私はこれに対してどうのこうのということではございません。ただ、案件が出て、担当の人間、管理している課長、副町長の処分はした旨報告を受けておりますけれども、そのときに町長の自らの処分はなかったと。今回、自らの処分は重く、御判断ですからそれは結構なことだと思いますけれども、副町長の10パーセント、その辺の考え方と、30パーセント3カ月にした根拠を本人の口からお聞きしたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 経過につきましては本当に、御質問いただいて、また、それぞれ

議員協議会の中でも、見える形の謝罪含めてですね、責任の所在含めて、明確にということで御質問いただいて、また答弁をしていきました。それぞれその後、なにぶんにもこういう前例というのはあまりないものですから、職員にも協力いただいて、いろいろな事例ですかね、これを調べさせていただきました。その中で、私もいろいろな、それぞれの自治体の事例ありますけども、私の最終的な判断として、この30パーセントで3カ月が私の今の立場の中での責任も含めてですね、最適ではないかもしれませんが、これも判断できないかなというふうに思っています。なお、今副長の御質問ありましたけど、副長も既に口頭であります但処分をしておりますので、副長にまで及ばなくてもという話しも実はさせていただいたのですが、それも職員でなくて特別職という、そういう責任のある立場ということで、私と準じてということで10パーセントという、そういう判断もありましてですね、そういうことで、私が30パーセントで副長が10パーセント、3カ月同じ期間と、こういうことで提案させていただくということになった次第であります。以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） こういう部分につきましては、提案してきた方の趣きは私も重く受けたいと思いますが、昨日の説明の中で、担当課長、副町長には処分を科したと。そして、私どもの質問させていただいた中で、最高責任者である町長の処分がなされていないということも踏まえての、約7カ月、8カ月たったときの今回の案件だと思いますけれども、副町長に追従して10パーセント3カ月という、その部分がちょっとわかりかねますので、最後になりますけど、その旨もう一度答弁をお願いしたい。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから答弁をさせていただきます。議員御指摘のとおり、職員の管理責任の部分については、課長とあるいは管理職同様の処分をいただいたところですが、ただし、町民や議会の皆さんの信頼を損ねた、この部分の責任は残っているということで、職員の懲戒の手続きの効果に関する条例というのがございまして、その第3条の上限額が10パーセントになってございまして、今回の事案の大きさ含めてですね、この上限額を私の場合は適用させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決し

ます。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号

議長(方川一郎君) 日程第3 議案第52号平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 議案第52号平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先程議決をいただきました特別職の給料の減額支給に関する条例の制定による町長及び副町長の人件費の減額、指定寄付金を農業振興基金に積み立てるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ914万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,885万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いいたします。

下段の2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料85万7,000円の補正は、町長及び副町長の給料減額分であります。

次の14目基金費25節積立金1千万円の補正は、本別町農業協同組合様からの指定寄付金を農業振興基金に積み立てるものであります。

上の段に戻りまして、歳入ですが、9款1項1目地方交付税85万7,000円の減額は、歳入歳出の差額分を計上したものであります。

次の16款1項1目寄付金3節農業費寄付金1千万円の補正は、歳出で説明いたしました本別町農業協同組合様からの寄付金を農業振興基金に積立てるものであります。

なお、前回の部分と合わせまして、農業振興基金1億1,347万9,000円となっております。

以上、平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第52号平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号平成28年度本別町一般会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第7号

議長(方川一郎君) 日程第4 発議第7号収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原良美君、御登壇ください。

議会運営委員長(小笠原良美君)[登壇] 発議第7号収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案の理由を行います。

このたび提案いたします発議第7号につきましては、去る6月14日大住議員による職員定数についての一般質問において明らかになり、翌15日の議員協議会において経過について町長から口頭による説明を受け、質疑も行いましたが、今後も一定期間集中した調査を行う必要があるとの全議員一致した結論に至ったことから、議長を除く議員の全員で構成する収納業務不適切処理に関する調査特別委員会を設置し、収納処理等について調査を行うものであります。

なお、調査特別委員会設置及び調査内容についてであります。1、特別委員会の名称、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会。2、設置根拠、地方自治法第109条第1項及び本別町議会委員会条例第5条によります。3、目的。1つ目、収納業務不適切処理

に関する会計処理の全容解明と適正処理。2つ目、収納業務不適切処理に関する再発防止策。4、設置年月日、平成28年6月16日。5、委員の定数、議長を除く11人。6、説明員の出席範囲、関係部局主査職以上。7、調査期間、調査終了まで。8、その他。その他必要な事項は本特別委員会において協議し決定することといたします。以上であります。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第7号収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号収納業務不適切処理に関する調査特別委員会設置の件については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時18分）

再開宣告（午前10時23分）

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、収納業務不適切処理に関する調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、報告いたします。

委員長に、林武君、副委員長に高橋利勝君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

日程第5 意見書案第3号

議長（方川一郎君） 日程第5 意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

6番(黒山久男君)〔登壇〕 意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。また、括弧書きについては省略をさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案。

道教委は、新たな高校教育に関する指針2006年にもとづき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、望ましい学級規模を40人学級で4～8学級として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、現在までに全道で24校が募集停止、21校が再編・統合による削減となることが決定しています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

昨年度、道教委は配置計画において、奥尻高校を町立移管とし今後もさらに地方の小規模校を自治体へ移管する考えを示しました。これは、全道の子どもたちに等しく後期中等教育を保障する教育行政としての責任を放棄していると言えます。

北海道では、貧困と格差の固定化・拡大、地方の人口減少など、社会状況が大きく変化しており、こうした中で指針策定から9年が経過しています。この間、募集停止、再編統合など計画により地元から高校が無くなったことで、遠距離通学や下宿生活などにより子ども・保護者に身体的・精神的・経済的負担増を強めています。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記。

1、道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2、公立高校配置計画については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見

に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は北海道教育委員会教育長、北海道知事。

以上でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案4号

議長（方川一郎君） 日程第6 意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

9番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提出理由の説明は案文の朗読をもってかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること、これ以上、拡大しないこと。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代

替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6、地方財政計画に計上されている歳出特別枠、重点課題対応分および、まち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、以上でございます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第7 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第9 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第9 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月16日

議長 方川一郎

署名議員 方川英一

署名議員 山西二三夫

署名議員 篠原義彦